

足寄町地域防災計画

【風水害火山等災害対策編】

令和 2 年 3 月

足寄町防災会議

沿 革

昭和 4 0 年		足寄町地域防災計画 策定
昭和 5 1 年	4 月	改定
昭和 5 4 年	4 月	改定
平成 5 年	1 0 月	改定
平成 1 6 年	3 月	改定
平成 2 4 年	2 月	改定
平成 2 8 年	7 月	改定
平成 3 0 年	3 月	改定
		(地域防災計画本編を風水害火山等災害対策編と 地震災害対策編に分離作成)
令和 2 年	3 月	改定

目 次

第1章 総則	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語の定義	4
第5節 計画の修正要領	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	10
第2章 足寄町の概況	15
第1節 自然的条件	15
第2節 災害の概況	15
第3章 防災組織	19
第1節 防災会議	19
第2節 雌阿寒岳火山防災協議会	20
第3節 災害対策本部	21
第4節 配備体制	28
第5節 住民組織等の活用	33
第4章 災害予防計画	37
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	37
第2節 防災訓練計画	39
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	40
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	41
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	42
第6節 避難体制整備計画	45
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	50
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	52
第9節 建築物災害予防計画	53
第10節 消防計画	55
第11節 水害予防計画	61
第12節 風害予防計画	62
第13節 雪害予防計画	63
第14節 融雪災害予防計画	65
第15節 土砂災害の予防計画	66
第16節 積雪・寒冷対策計画	69
第17節 業務継続計画の策定	70
第18節 複合災害に関する計画	71

第5章 災害応急対策計画.....	75
第1節 災害情報収集・伝達計画.....	75
第2節 災害通信計画.....	82
第3節 災害広報・情報提供計画.....	86
第4節 避難対策計画.....	88
第5節 応急措置実施計画.....	97
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	99
第7節 広域応援・受援計画.....	101
第8節 ヘリコプター等活用計画.....	102
第9節 救助救出計画.....	103
第10節 医療救護計画.....	104
第11節 防疫計画.....	107
第12節 災害警備計画.....	109
第13節 交通応急対策計画.....	111
第14節 輸送計画.....	113
第15節 食料供給計画.....	114
第16節 給水計画.....	117
第17節 衣料、生活必需物資供給計画.....	118
第18節 石油類燃料供給計画.....	120
第19節 電力施設災害応急計画.....	120
第20節 ガス施設災害応急計画.....	121
第21節 上下水道施設対策計画.....	122
第22節 応急土木対策計画.....	123
第23節 被災宅地安全対策計画.....	124
第24節 住宅対策計画.....	126
第25節 障害物除去計画.....	129
第26節 文教対策計画.....	130
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	132
第28節 家庭動物等対策計画.....	134
第29節 応急飼料計画.....	135
第30節 廃棄物等処理計画.....	135
第31節 災害ボランティアとの連携計画.....	137
第32節 労務供給計画.....	139
第33節 職員派遣計画.....	140
第34節 災害救助法の適用と実施.....	142
第6章 地震災害対策計画.....	147
第7章 事故災害対策計画.....	151
第1節 航空災害対策計画.....	151
第2節 道路災害対策計画.....	155

第3節	危険物等災害対策計画.....	160
第4節	大規模な火事災害対策計画.....	166
第5節	林野火災対策計画.....	170
第6節	火山噴火災害対策計画.....	175
第8章	災害復旧・被災者援護計画.....	179
第1節	災害復旧計画.....	179
第2節	被災者援護計画.....	180

第1章 総則

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、足寄町防災会議が作成する計画であり、足寄町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、防災業務を計画的かつ迅速・的確に実施するための具体的事項について、定めることを目的とする。

第 2 節 計画の構成

足寄町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 風水害火山等災害対策編
- 2 地震災害対策編
- 3 資料編

第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成 21 年条例第 8 号）第 3 条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、北海道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 3 町防災会議 足寄町防災会議をいう。
- 4 町本部 足寄町災害対策本部をいう。
- 5 町本部長 足寄町災害対策本部長をいう。
- 6 町副本部長 足寄町災害対策副本部長をいう。
- 7 町防災計画 足寄町地域防災計画をいう。
- 8 防災関係機関 北海道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 9 災害予防責任者 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- 10 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。
- 11 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをいう。
- 12 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 13 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 14 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条第 1 項に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。ただし、軽微な事項については、会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。

- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。
- 6 前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、防災関係機関の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

【足寄町】

機関名	事務又は業務
足寄町役場	① 町防災会議に関する事務を行うこと。 ② 町本部の設置及び組織の運営に関すること。 ③ 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関すること。 ④ 防災組織の整備、資材等の備蓄及びその他災害予防措置に関すること。 ⑤ 防災訓練の実施並びに防災知識の普及及び教育、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑥ 自主防災組織の充実支援に関すること。 ⑦ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ⑧ 災害の情報収集・伝達・記録及び災害広報並びに被害状況調査に関すること。 ⑨ 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始並びに避難者の誘導・収容に関すること。 ⑩ 被災者等に対する給水及び食料、諸物資の供給に関すること。 ⑪ 自衛隊の災害派遣要請要求に関すること。 ⑫ その他町防災計画に定める災害予防対策、及び災害復旧対策等に関すること。 ⑬ 消防団に関すること。
足寄町教育委員会	① 災害時における被災児童生徒の救護、応急教育に関すること。 ② 文教施設の被害調査及び報告に関すること。 ③ 文教施設、文化財の保全対策に関すること。 ④ 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
足寄町国民健康保険病院	① 災害時における救護班の編成や被災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。

【とちろ広域消防局】

機関名	事務又は業務
足寄消防署	① 災害時の避難誘導及び救出、救助、救護に関すること。 ② 消防業務及び水防業務に関すること。 ③ 町が行う防災対策の全般的な協力に関すること。

【池北三町行政事務組合】

機関名	事務又は業務
銀河クリーンセンター	① 災害時における一般廃棄物の処理に関すること。

【北海道警察】

機関名	事務又は業務
本別警察署 (足寄交番、芽登・上利別・螺湾各駐在所)	① 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 ② 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 ③ 被害地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ④ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑤ 危険物に対する保安対策に関すること。 ⑥ 町等の行う防災業務の協力に関すること。 ⑦ 広報活動に関すること。

【指定地方行政機関】

機関名	事務又は業務
北海道開発局 帯広開発建設部 (足寄道路事務所)	① 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ② 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 ③ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 ④ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ⑤ 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関すること。
北海道森林管理局 十勝東部森林管理署	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 ② 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 ③ 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ④ 災害時における町等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所 帯広地域拠点	① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

機関名	事務又は業務
札幌管区气象台 釧路地方气象台 (帯広測候所)	① 気象、地象、地動及び水象、地震の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ② 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。 ③ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。 ④ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること。 ⑤ 町が行う防災対策に関する技術的な支援・協力に関すること。 ⑥ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における町や北海道に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 ⑦ 町や北海道、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること。

【自衛隊】

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊北部方面隊 第5旅団 (第5特科隊、足寄分屯地)	① 町の行う防災訓練に関し、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 ② 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 ③ 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

【北海道】

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 地域政策課	① 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ② 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 ③ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施並びに被害の取りまとめに関すること。 ⑤ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 ⑥ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ⑦ 救助法の適用及び実施に関すること。 ⑧ その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
十勝総合振興局 帯広建設管理部 (足寄出張所)	① 水防技術の指導に関すること。 ② 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に係る工事に關すること。 ③ 所轄河川の維持管理に関すること。 ④ 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。 ⑤ 道道の維持、災害復旧等に関すること。
十勝農業改良普及センター 十勝東北部支所	① 被災地の農作物・家畜の管理指導に関すること。 ② 被災地の病虫害防疫指導、その他営農指導に関すること。 ③ 農業被害調査に関すること。

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 森林室 (足寄事務所)	① 所轄道有林の治山対策に関すること。 ② 道有林野の林野火災対策に関すること。 ③ 災害時における町からの要請による緊急復旧資材の供給に関すること。
十勝総合振興局 保健環境部 (本別地域保健支所)	① 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること。 ② 災害時における防疫活動の実施に関すること。 ③ 食品環境衛生の指導監視に関すること。 ④ 防疫薬剤等提供対策に関すること。 ⑤ 死亡獣畜処理に関すること。

【指定公共機関】(公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定するもの)

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 (足寄・大嘗地・螺湾・上利別・芽登各郵便局)	① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 ② 郵便の非常取扱いに関すること。 ③ 郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動に関すること。
北海道電力株式会社 帯広支店 (足寄営業所)	① 電力供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 ③ 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道東支店 【委任機関】 株式会社 NTT 東日本-北海道 北海道東支店	① 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限の実施及び重要通信の確保に関すること。 ② 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 ③ 特設公衆電話及び特設電報取扱所を設置して、一般公衆通信の取扱いを行うこと。
株式会社 NTT ドコモ 北海道支社 (帯広支店)	① 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限の実施及び重要通信の確保に関すること。
日本銀行 (帯広事務所)	① 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 ② 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 ③ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字社 北海道支部	① 災害時における医療、助産等の救助業務に関すること。 ② 救援物資の供給に関すること。 ③ 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。 ④ 災害義援金品の受領、配分及び募集に関すること。
日本放送協会 (帯広放送局)	① 防災に係る知識の普及に関すること。 ② 地震の情報、予報(注意報を含む。)、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
電源開発株式会社 北海道支店 (上士幌電力所)	① 所管の電力施設等の防災管理に関すること。 ② ダムの放流等に関する関係機関との連絡調整に関すること。
東日本高速道路株式会社 (帯広管理事務所)	① 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること。
日本通運株式会社 (帯広支店)	① 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関すること。

【指定地方公共機関】

機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社STV ラジオ	① 防災に係る知識の普及に関すること。 ② 地震の情報、気象等特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
北海道ガス株式会社など ガス事業者	① ガス供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるガスの円滑な供給に関すること。
社団法人十勝医師会	① 災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人十勝歯科医師会	① 災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会 (十勝支部)	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会 (十勝支部)	① 災害時における飼養・家庭動物の対応に関すること。
北海道土地改良事業団体 連合会 (十勝支部)	① 土地改良施設の防災対策に関すること。 ② 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
公益社団法人北海道トラック協会 (十勝地区トラック協会) 一般社団法人北海道バス協会 (十勝地区バス協会)	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に関する関係機関の支援に関すること。
一般社団法人北海道警備業協会 (帯広支部)	① 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関する関係機関の支援に関すること。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

機関名	事務又は業務
足寄町農業協同組合 足寄町森林組合	① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 ② 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 ③ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
足寄町商工会	① 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保の協力に関すること。 ② 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
一般病院・医院	① 災害時における医療及び防疫対策の協力に関すること。
一般運送事業者	① 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関すること。
足寄建設業協会	① 災害時における応急対策及び復旧対策の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安措置に関すること。
金融機関	① 災害時における応急金融対策の協力に関すること。

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取組む「自助」や身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、実践していくことが必要である。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練等、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動したうえで、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、指定避難所における自主的活動、町、北海道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日（推奨1週間）分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・北海道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生

し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民は、これに応ずるよう努めるものとする。

第 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、北海道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に

努めるものとする。

- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民等活動の実践

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践活動が継続的に促進されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 足寄町の概況

第2章 足寄町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

町は、十勝北部（東経 143 度 55 分、北緯 43 度 24 分）に位置し、東は雌阿寒岳を境に釧路市及び白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町に、北は置戸町、陸別町及び津別町に接している。また、地形は、東西に 66.5km、南北に 48.2km の幅を持ち、総面積 1,408.04km² となっている。

第2 地勢

町の地勢は、概ね山麓を形成し、総面積の 84% は森林が占めている。また、釧路市との境に活火山の雌阿寒岳（1,499m）があり、山麓以外は段丘地を形成し、これが河川流域の平地とともに、町の農耕地の大部分を占めている。さらに、土壌は、その大半が浸食を受けやすい火山性土壌となっている。

第3 河川

十勝と網走を境にした分水嶺に源を発する利別川は、町の中央部を貫流し、その下流は十勝川に合流している。美里別川・芽登川・足寄川等の支流が利別川に流入し、中でも美里別川は、水力発電に利用され数箇所にダム・発電所が建設されている。

第4 気候

町の気候は、内陸的気候を有するほか、山麓特有の気象の影響を受けやすく、気温は9月中旬以降急速に低下し、冬期は積雪が少なく凍結が著しい。また、夏期は6月から9月にかけて雨量が多く、しばしば冷水害が発生する。

第2節 災害の概況

町における過去の主な災害は、資料編のとおりである。

【資料編】

18 災害の概況

第3章 防災組織

第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく足寄町防災会議条例（昭和37年条例第15号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害が発生した場合における情報収集・防災機関の相互連絡・調整等を行うことを任務とする。

第1 組織と所掌事務

1 組織

（1） 会長

ア 町長

（2） 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 足寄消防団長

キ とかち広域消防事務組合足寄消防署長

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

ケ 公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうち町長が命ずる者

コ 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

2 所掌事務

（1） 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（2） 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（3） 足寄町水防計画を調査審議すること。

（4） （1）から（3）に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2 運営

足寄町防災会議条例及び足寄町防災会議運営規程（昭和51年訓令第5号）の定めるところによる。

【資料編】

- 1 足寄町防災会議条例
- 2 足寄町防災会議運営規程

第2節 雌阿寒岳火山防災協議会

雌阿寒岳火山防災協議会は、雌阿寒岳の火山噴火災害の予防、応急・復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、火山災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、火山噴火災害対策の実施体制確立のため組織されたものであり、火山災害に対し、協議会構成機関と連携して防災活動を実施する。

第1 組織と所掌事務

1 組織

(1) 会長

ア 釧路市長

(2) 委員

ア 火山専門家（学識経験者）

イ 指定地方行政機関（国土地理院北海道地方測量部長、北海道開発局網走開発建設部長、北海道開発局帯広開発建設部長、北海道開発局釧路開発建設部長、北海道森林管理局網走南部森林管理署長、北海道森林管理局十勝東部森林管理署長、北海道森林管理局根釧西部森林管理署長、環境省釧路自然環境事務所長、総務省北海道総合通信局防災対策推進室長、札幌管区気象台長、網走地方気象台長、釧路地方気象台長）

ウ 陸上自衛隊（陸上自衛隊第5旅団旅団長）

エ 北海道（北海道知事、オホーツク総合振興局長、十勝総合振興局長、釧路総合振興局長）

オ 北海道警察（北海道警察本部長、本別警察署長、美幌警察署長、釧路警察署長、弟子屈警察署長）

カ 指定公共機関及び指定地方公共機関（一般社団法人美幌医師会長、一般社団法人十勝医師会長、一般社団法人釧路市医師会長）（北海道電力株式会社北見支店長、帯広支店長、釧路支店長）（東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室長、東日本電信電話株式会社北海道事業部釧路支店長）（北海道旅客鉄道株式会社釧路支社長）

キ 設置市町村（美幌町長、津別町長、足寄町長、白糠町長、弟子屈町長、鶴居町長）

ク 設置市町村消防機関（美幌・津別広域事務組合消防長、とかち広域消防局消防局長、釧路市消防本部消防長、釧路北部消防事務組合消防長）

ケ 観光関係団体（NPO 法人あしよ観光協会理事長、NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構理事長）

2 所掌事務

- (1) 相互間防災計画を作成し、及び必要に応じ、これを修正するとともに、その実施を推進すること。
- (2) 基本法第 21 条の規定による協力要求及び同法第 45 条の規定による要請等を行うこと。
- (3) 雌阿寒岳噴火による災害が発生した場合において、災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関し、設置市町村及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) その他雌阿寒岳火山防災協議会が必要と認める事項

第2 運営

雌阿寒岳火山防災協議会規約（平成 28 年 3 月 25 日）及び雌阿寒岳火山防災会議運営要綱（平成 28 年 3 月 25 日）の定めるところによる。

【資料編】

- 10 雌阿寒岳火山防災協議会規約
- 11 雌阿寒岳火山防災会議運営要綱

第3節 災害対策本部

町本部は、基本法及び足寄町災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 16 号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生する場合において、町防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

第1 設置及び廃止基準

町本部は、町の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置又は廃止する。

区分	基準
設置	① 広域的な災害あるいは局地的に大きな災害の発生が予想されるとき。 ② 孤立集落の発生や救助救出活動の難航が予想されるとき。 ③ 震度 5 弱又は 5 強以上の地震が発生したとき。 ④ 噴火警戒レベル 3 が発表され、火口から 2 km を超える範囲に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 ⑤ 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が見込まれるとき。 ⑥ 大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報が発表されたとき。 ⑦ その他本部長が特に必要と認めたとき。
廃止	① 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。 ② 被災現地における災害応急対策が概ね完了したとき。

第2 設置及び廃止の周知範囲・方法

1 町本部の設置

町長は、町本部を設置したときは、直ちに職員に周知するとともに、防災関係機

関、十勝総合振興局及び報道機関並びに住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

2 町本部の廃止

町本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は被災現地における災害応急対策が概ね完了したときは、町本部を廃止する。

町本部を廃止したときは、防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関並びに一般住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

3 町本部の設置又は廃止の通知等

町長（町本部長）は、町本部を設置したときは、次の方法により通知公表する。また、町本部を廃止した場合の通知公表は、設置したときの方法に準じて行うものとする。

通知・公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
十勝総合振興局	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX
消防機関	電話、FAX、メール
本別警察署	電話、FAX、メール
町防災会議委員	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX、メール、口頭
近隣市町村	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX、メール
雌阿寒岳火山防災協議会事務局	電話、FAX、メール
住民	広報車、町ホームページ、防災無線、口頭（自治会長等を通じて）、テレビ、ラジオ

4 町本部の名称及び設置場所等

町本部の名称及び設置場所等は、次のとおりである。なお、町役場庁舎が災害等により使用不可能と判断された場合は、総合体育館に町本部を設置する。

名称	〇〇災害足寄町災害対策本部
場所	足寄町北1条4丁目48番地1 足寄町役場内
標識板	本部を設置したときは、庁舎正面玄関及び本部室前に掲示する。

第3 町長の職務の代理

町本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関し、町長に事故があるとき、又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

第4 現地災害対策本部の設置及び廃止等

町本部長は、災害地における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて、災害現地に「足寄町現地災害対策本部」を設置する。

1 町本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に

現地災害対策本部を設置する。

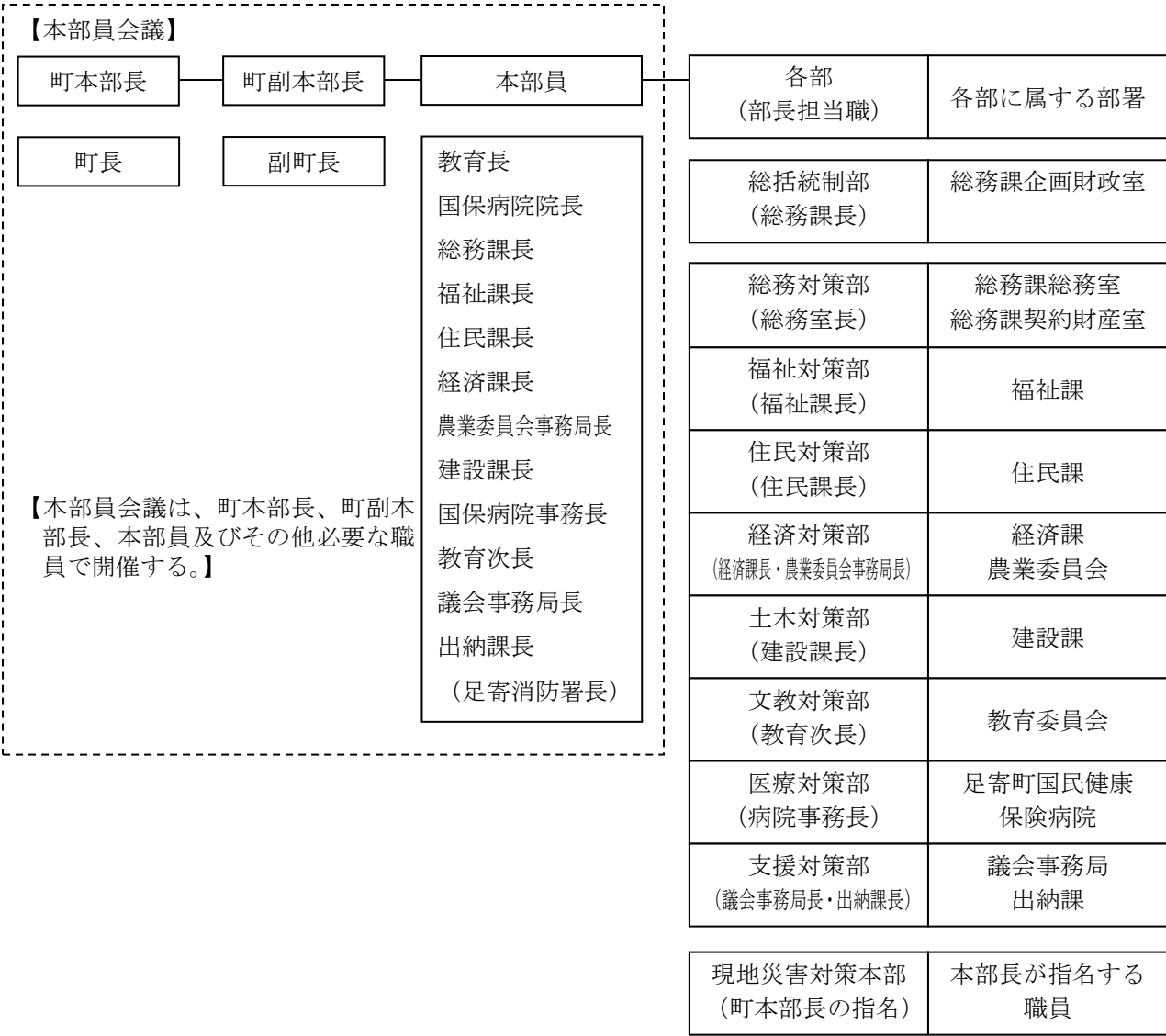
- 2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、町副本部長、本部員のうちから町本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、常に町本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により適切な措置を講ずる。
- 4 予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は被災現地における災害応急対策が概ね完了したときは、本部長は、現地災害対策本部を廃止する。

第5 町本部の組織等

町本部の組織については、災害応急対策の万全を期するため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

町本部の構成については、次のとおりとする。

【足寄町災害対策本部組織図】



- ※1 各部の副部長は、室長等のうちから各部の部長が指名をする。
- ※2 職員は、所属の如何に関わらず、災害の規模及び特性に応じ、上司の命を受け、臨機応変に他部への支援・協力に関するものを行う。
- ※3 全ての技術職員は、所属の如何に関わらず、災害の規模及び特性に応じ、土木対策部の指揮により、道路、河川、上下水道施設等の監視及び応急対策に当たる。

【足寄町災害対策本部所掌事務】

部	部に属する部署	事務分掌
1 総括統制部	総務課企画財政室	1 町本部の設置、廃止に関すること。 2 町防災会議に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 救助法の適用に関すること。 5 気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに情報等及び災害情報の受理、伝達及び住民周知に関すること。 6 被害予想地域の確認等の情報収集に関すること。 7 配備体制の伝達、各部との連絡調整に関すること。 8 職員の招集に関すること。 9 動員職員の出動状況の記録に関すること。 10 動員職員の防災資機材等の貸与及び食料等の調達・供給に関すること。 11 被害状況及び措置概要等を収集整理、その報告に関すること。 12 災害に関する相談・苦情等に関すること。 13 防災資機材等の管理・調達・供給に関すること。 14 消防・防災関係機関との連絡調整に関すること。 15 自衛隊派遣要請・撤収依頼に関すること。 16 通信連絡機能の確保に関すること。 17 災害救助活動の全般に関すること。 18 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令に関すること。 19 罹災証明に関すること。 20 出納経理及び人夫の雇用に関すること。 21 その他災害対策の総合企画・各部に属しないこと。
2 総務対策部	総務課総務室 総務課契約財産室	1 住民の避難（広報車による周知広報）に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 住民の避難誘導（避難、立退き）に関すること。 4 災害広報（報道対応・写真収集等）に関すること。 5 避難先の必要物資等の連絡調整に関すること。 6 避難者把握（名簿作成等）に関すること。 7 災害見舞者及び視察者の対応・接遇に関すること。 8 一般的被害（人的・住宅被害等）の調査に関すること。 9 応急食料の調達・炊き出しに関すること。 10 町有施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること。

部	部に属する部署	事務分掌
3 福祉対策部	福祉課	1 行方不明者の捜索に関する事。 2 防災ボランティアの要請及び受入れに関する事。 3 日赤救助活動との連絡調整に関する事。 4 罹災者の調査及び救出対策に関する事。 5 要配慮者の把握、避難準備・高齢者等避難開始情報の発表及び避難誘導に関する事。 6 罹災者及び避難者の保健に関する事。 7 傷病者の手当、収容等に関する事。 8 衣料・生活必需物資の給与等に関する事。 9 義援金及び義援物資の受付及び配分に関する事。 10 災害見舞金（罹災者の生活保護等）に関する事。 11 保育所園児の避難及び保護に関する事。 12 特別養護老人ホーム入所者の避難及び保護に関する事。 13 社会福祉施設等の被害調査、応急・復旧対策に関する事。
4 住民対策部	住民課	1 各自治会との連絡調整に関する事。 2 被災地の環境衛生保持に関する事。 3 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 4 塵芥の収集、し尿の汲取りに関する事。 5 飼養・家庭動物対策に関する事。 6 死体の収容、処理及び埋葬に関する事。 7 税務対策（罹災者の減免措置等）に関する事。 8 被災建築物の被害認定等に関する事。
5 経済対策部	経済課 農業委員会	1 農業被害に対する応急措置、被害対策に関する事。 2 農業施設、農作物等の被害調査に関する事。 3 農地及び農業施設の災害復旧に関する事。 4 林業施設、林野災害に関する被害調査及び応急措置、復旧対策に関する事。 5 家畜の救助計画及び被害対策に関する事。 6 家畜の被害調査に関する事。 7 農作物・家畜の防疫に関する事。 8 農林商工業等関係団体との連絡調整に関する事。 9 商工業・観光関係の被害調査及び復旧対策に関する事。 10 農林商工業者の金融相談に関する事。 11 林野火災対策に関する事。

部	部に属する部署	事務分掌
6 土木対策部	建設課	1 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること。 2 道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。 3 関係河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。 4 危険区域の警戒巡視に関すること。 5 住宅地等への浸水防止対策に関すること。 6 浸水や水があふれた場合等による排水作業に関すること。 7 応急資材の確保（土のう等の作成）及び人員の監督等に関すること。 8 応急作業用車両等の確保等に関すること。 9 足寄建設業協会との調整（出役・車両等）に関すること。 10 障害物の除去・運行路線の確保に関すること。 11 避難住民及び応急資材の輸送に関すること。 12 避難施設への食料・物資等の輸送に関すること。 13 被災宅地及び建築物の危険度判定等に関すること。 14 応急仮設住宅の設置等に関すること。 15 災害時の飲料水の確保、給水に関すること。 16 上下水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること。
7 文教対策部	教育委員会	1 児童生徒の避難及び保護に関すること。 2 児童生徒の学用品給与に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 学校給食（炊き出し支援）の実施に関すること。 5 教育施設等の被害調査、応急・復旧対策に関すること。 6 社会教育施設の管理保全に関すること。 7 社会教育団体との連絡調整に関すること。
8 医療対策部	足寄町国民健康保険病院	1 救護所の開設に関すること。 2 医薬品の確保に関すること。 3 傷病者の収容に関すること。 4 被災者の医療（助産を含む。）に関すること。
9 支援対策部	議会事務局 出納課	1 他部への支援・協力に関すること。 2 現地災害対策本部に関すること。

1 町本部長等

町本部長は町長、町副本部長は副町長をもって充てるものとする。

2 町本部会議

（１） 町本部の運営

町本部に本部員会議を置く。

（２） 本部員会議

本部員会議は、町長及び副町長並びに足寄町災害対策本部組織図に定める人員で構成し、災害予防及び災害応急対策の総合調整、その他防災に関する重要

事項を協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- ・ 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- ・ 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法適用申請に関すること。
- ・ その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催は、次による。

- ・ 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- ・ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ・ 本部員は、必要により所属職員を伴って会議に出席することができる。
- ・ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総括統制部長にその旨を申し出る。

ウ 会議決定事項のうち職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかに、その徹底を図るものとする。

第4節 配備体制

町は、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに活動体制を整備する。

第1 町本部の非常配備体制

- 1 町長は、町本部が設置されたときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令する。ただし、町本部を設置しない場合の災害であっても、町長が必要と認めたときは、次の基準により非常配備体制をとることができる。
- 2 各部長は、非常配備の職員の招集に備えて、所属職員の住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

【非常配備基準】

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
警戒体制	【風水害等】 ① 気象に関する予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を勘案し、総務課長が必要と認めるとき。	① 情報収集を行い、必要に応じて、関係課・関係機関等へ状況を通知する。	① 総括統制部が情報収集及び連絡に当たる。
	【火山】 ① 雌阿寒岳に噴火警報（火口周辺）「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されたとき。	② 住民等に対する注意喚起を行う。 ③ 第1非常配備体制に円滑に移行できる体制をとる。	② 関係課の所要の職員は、状況に応じた措置を行う。 ③ 全課（部局）長を自宅待機させることができる。

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
第1非常配備体制	【風水害等】 ① 町域に気象警報の状態が継続され、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 ② その他町本部長が特に必要と認めるとき。 【火山】 ① 雌阿寒岳に噴火警報（火口周辺）「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が継続し、さらに、火山活動の活発化が予想されるとき、又は雌阿寒岳に噴火警報（火口周辺）「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表され、火口から2kmの範囲内に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 ② その他町本部長が特に必要と認めるとき。	① 初期の災害対策活動に当たる。 ② 装備・物資・機材・設備及び機械を点検し、必要に応じて被災現地又は被災予想地に配置する。 ③ 第2非常配備体制に円滑に移行できる体制をとる。	① 各対策部長（支援対策部長を除く。）は、速やかに参集し、情報収集を行うとともに、町本部長に報告し、関係対策の指示に当たる。 ② 第2非常配備体制移行に備え、室長職以上を自宅待機させる。 ③ 状況により、所要の人員を招集し、初期の災害対策に当たる。
第2非常配備体制	【風水害等】 ① 広域的な災害あるいは局地的に大きな災害の発生が予想されるとき。 ② 孤立集落の発生や救助救出活動の難航が予想されるとき。 ③ 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が見込まれるとき。 ④ その他町本部長が特に必要と認めるとき。 【火山】 ① 雌阿寒岳に噴火警報（火口周辺）「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表され、火口から2kmを超える範囲に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 ② その他町本部長が特に必要と認めるとき。	① 災害の現況について、職員に周知させ、所要の人員を非常配備に就かせる。 ② 防災関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 ③ 状況により、第3非常配備体制に移行できる体制をとる。	① 室長職以上（支援対策部長を除く。）は、速やかに参集し、必要に応じて町本部を設置し、各部の所掌により活動する。 ② 災害の発生とともに、直ちに非常活動を開始できる体制とする。 ③ 状況により、所属職員の所要の人員を招集し、所掌する災害対策に当たる。

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
第3 非常配備体制	【風水害等】 ① 広域にわたる大きな災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、町本部長が非常配備を指令したとき。 ② 土砂災害警戒情報が発表され、被害が甚大であると予想されるとき。 ③ 大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警戒が発表されたとき。 ④ 予想されない重大な被害が発生したとき。 ⑤ その他町本部長が特に必要と認めるとき。	① 速やかに町全域の被害状況調査を実施して情報収集に努めるとともに、全力をあげて応急対策に当たる。 ② 支援対策部については、町本部長の指示による各部の支援活動を行う。	① 町本部を設置し、各部の全員をもって所掌する災害対策に当たる体制をとる。 ② 状況により、それぞれの被害応急活動ができる体制とする。
	【火山】 ① 雌阿寒岳に噴火警戒（居住地域）「噴火警戒レベル4（避難準備）」又は噴火警戒（居住地域）「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されたとき。 ② その他町本部長が特に必要と認めるとき。		

※ 各対策部の編成については、各対策部長が計画し、異動等に合わせ、常に最新の状態にしておくものとし、夜間・休日及び通信途絶時に、職員が非常登庁することが判断できない場合は、自主参集することを徹底しておくものとする。なお、消防機関の配備基準については、とちぎ広域消防局の計画による。

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 配備体制の特例

町本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して、種別の異なる指令をすることができる。

第3 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、町本部長が指令する。

第4 職員の参集及び動員

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部の体制が確立できるよう、職員の動員を図る。

また、町本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときは、この動員体制をとるものとする。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

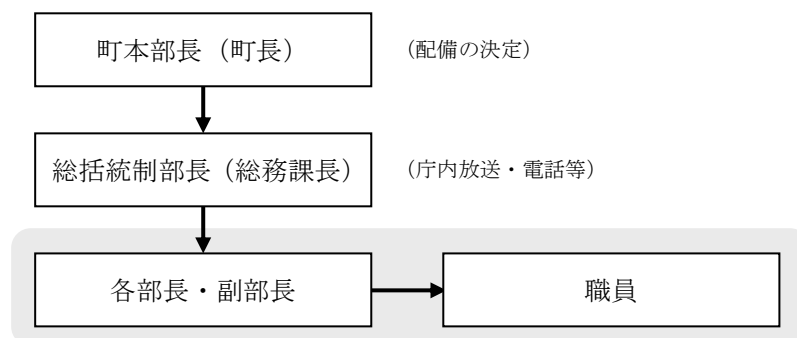
(1) 勤務時間内の伝達系統及び方法

町本部設置基準に基づき、町本部が設置された場合、町本部長の指示により、総括統制部長は、各部長に対し、庁内放送、電話等により警戒体制あるいは第1非常配備体制、第2非常配備体制、更には緊急事態に備えて、町本部全職員を出動させる第3非常配備体制を指令する。

各部長は、所属職員に連絡し、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統（勤務時間内）】



（２） 勤務時間外（休日又は退庁後）の伝達系統及び方法

当直員・警備員は、次の事態が該当する場合は、総務課長（担当職員）に連絡して指示を仰ぎ、必要な措置を講ずるものとする。

なお、連絡を受けた総務課長（担当職員）は、必要に応じて、町長に報告するとともに、町長の決定に基づき、関係職員に対し、電話等により非常登庁の指示を行うものとする。

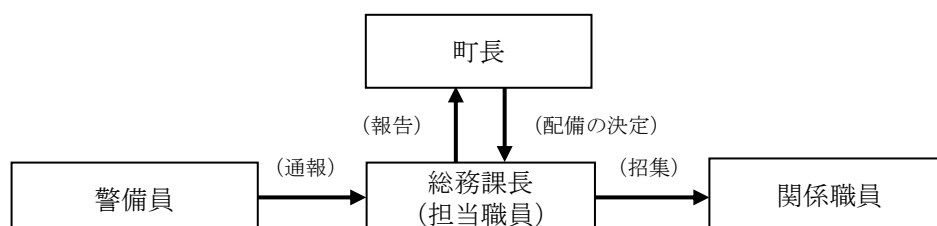
ア 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通知され、又は察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統（勤務時間外）】



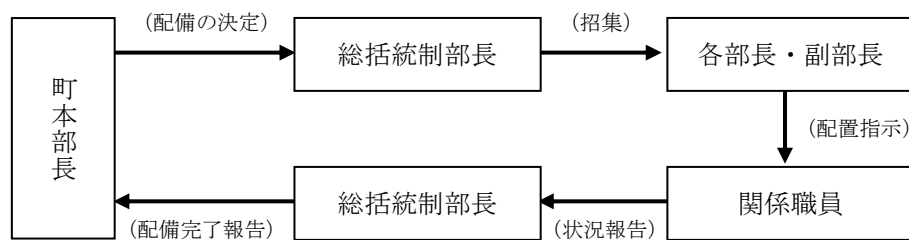
(3) 職員の非常登庁（自主参集）

職員は勤務時間外（休日又は退庁後）に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により登庁する。

2 配備体制確立の報告

町本部長の指示に基づき、各部員が配備体制を整えたときは、総括統制部長は、直ちに町本部長に報告する。

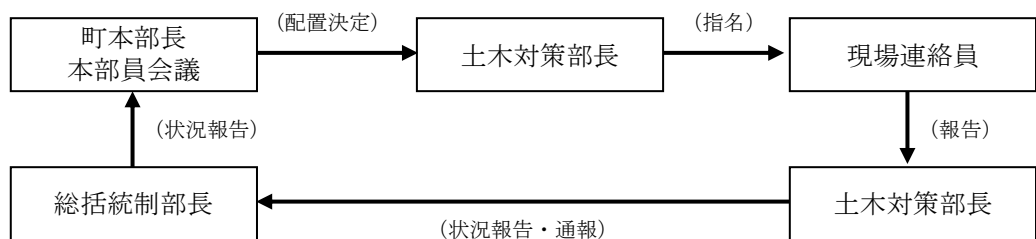
【伝達系統（配備体制確立の報告）】



3 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により、土木対策部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、土木対策部長に報告し、指示を受け、その現場での指揮監督を行う。

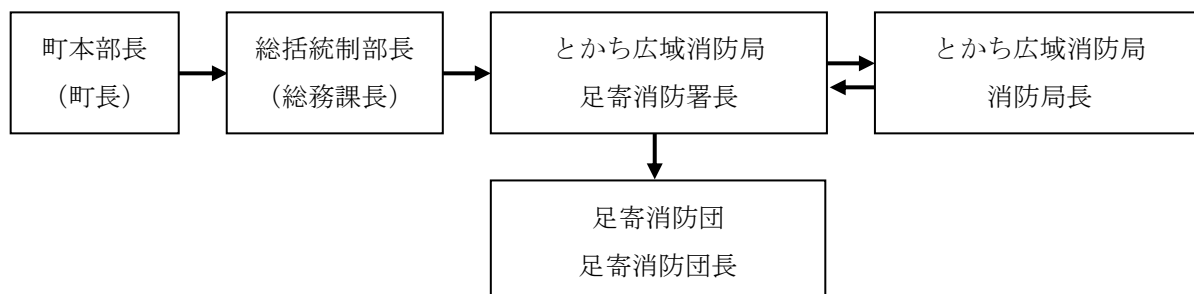
【伝達系統（現場連絡員）】



4 消防機関に対する伝達

町本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行う。

【伝達系統（消防機関）】



5 各部別動員要請

町本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて、各部の事務・作業に必要な最小限の人員を残し、他部が所管する作業を応援させるものとする。

なお、応援を必要とする部にあつては、町本部長に報告し、必要な応援を受けるものとする。

第5節 住民組織等の活用

災害時において、町本部及び関係機関の職員をもつても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。

また、ボランティアの支援・協力を得て、応急活動を実施するものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織に対し、協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- 1 災害救助（行方不明者の搜索等）、復旧等の協力
- 2 救出者等に対する炊き出し及び避難所内での手伝い、被災者の世話
- 3 救援物資の配給及び飲料水等の供給
- 4 町本部が行う人員、物資の輸送
- 5 その他救援活動に必要で、町長が協力を求めた事項

第2 住民組織等の名称及び連絡先

1 住民組織等

住民組織等の名称及び連絡先は、次のとおりである。

名称	所在・連絡先	連絡方法
足寄町自治会連合会	町役場住民課 TEL：25-2141	会長要請

名称	所在・連絡先	連絡方法
足寄町青年団体連絡協議会 (足寄町青年協議会、足寄町商工会青年部、足寄町農協青年部)	町教育委員会 TEL：25-3188	会長要請
足寄町女性団体連絡協議会 (足寄町商工会女性部、足寄町まちづくり女性ネットワーク)	町教育委員会 TEL：25-3188	会長要請
山友会	会長宅	会長要請

2 ボランティア組織

住民組織等の名称及び連絡先は、次のとおりである。

名称	所在・連絡先	連絡方法
足寄町社会福祉協議会ボランティアセンター	足寄町社会福祉協議会 TEL：28-0722	会長要請
足寄町赤十字奉仕団	町役場福祉課 TEL：25-2141	委員長要請

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、次の事項に留意のうえ、職員に対して、防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

また、関係機関は平時からコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努める。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施すること。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信すること。
- 3 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うこと。
- 4 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めること。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めること。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 町民センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練への参加の普及
- 2 ラジオ、テレビの活用
- 3 インターネット、SNS の活用
- 4 新聞、広報紙等の活用

- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的に、自主的に訓練計画を作成し、町独自に、又は他の災害予防責任者と共同して防災訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

町は、災害応急対策の万全を期するため、防災関係機関との共同による防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、北海道及び防災関係機関等の協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4 民間団体等との連携

町は、北海道及び防災関係機関等の支援・協力のもと、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。また、町は、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

第2 食料その他の物資の確保

- 1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、3日（推奨1週間）分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3 防災資機材の整備

町は、北海道及び関係機関の支援・協力のもと、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第1 基本方針

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。

あわせて、応援・受援に関する計画や災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 消防機関

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、町本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 基本方針

町は、災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 地域住民による自主防災組織

風水害等の大災害発生時に、その災害を最小限におさえるためには、防災関係者の活動と相まって、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられるところから、町は、住民に対する防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、既存の自治会等の組織を生かした自主防災組織の普及を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 組織化普及の条件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動を行えるよう地域の実情によって、その規模を設定する必要があると、設定に当たっては、次の要件を考慮する。

- (1) 地域住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- (2) 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- (3) 既存の自治会組織を基本単位とすること。

2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担を明確化することとあわせて、規模の大小・地域の実情に応じて編成させる。

- (1) 最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。

- ア 情報連絡班 災害情報の収集伝達
- イ 防火指導班 出火防止と消火器等による初期消火
- ウ 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導

- (2) 組織の編成形態としては、自治会ごとに各班を設置し、編成する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置を取ることができるようにするため、日頃から繰り返し、訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として、次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し、実践するなど、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられることから、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は、災害時に速やかな応急措置を取ることができるよう日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して、

住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡を取る防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の診察を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示（緊急）、避難勧告や避難行動に時間を要する要配慮者・避難行動要支援者等に対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、自治会等の地域住民の協力のもと、早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）等を活用するなど、役割・手順等の習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の

周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備強化に努める。

第5 自主防災組織の育成指導

町は、防災思想の普及とともに、自主防災組織の普及・啓発のため、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。

第6節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に努める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

第2 避難誘導体制の構築

1 町は、大規模火災等の災害から住民の安全を確保するため、必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけ

る保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ、当該施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象 基準		がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	高潮	内水 氾濫 (※1)	噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)	津波	地震
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの							
		* 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)。					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)		
	施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと ≪例≫津波はa1、a2、a3を満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							
立地(B)		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある。					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排

水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

（資料：北海道地域防災計画）

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第4 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて、次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際に、あわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに、公示するものとし、当該通知を受けた北海道知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第5 避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域等、災害発生時に、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯そうし、居住者や指定避難所への収容状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。なお、個人データの取扱いは十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 避難の経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町及び北海道等は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、町は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第2 町の対策

町は、関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

1 全体計画・町防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、次の要件の範囲に該当する者について、必要な事項を記載又は記録

した避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、次の要件とする。

- ア 概ね 70 歳以上の独居高齢者又は高齢者世帯
- イ 重度の障がい者
- ウ ア及びイ以外で町長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ アからカに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、必要に応じて、町及び避難支援関係者間で情報を共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、必要と認める場合は、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

5 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

6 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

7 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第3 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

町は、予警報の伝達、情報の収集を迅速かつ的確に行うよう努める。また、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であることから、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な通信施設の整備に努める。

第2 情報収集・伝達体制の整備

- 1 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と要配慮者

や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

- 2 町は、災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(1) 有線通信施設

予警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう関係機関と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。また、災害時優先電話の整備に努める。

(2) 無線通信施設等の整備

ア 防災行政無線等通信施設

有線放送設備の不通の場合等を考慮して、町本部と孤立した集落との相互の通信を確保するため、町防災行政無線、消防・救急デジタル無線を利用するとともに、設備の整備、拡充を図る。

イ 民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

(3) 通信施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施する。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認もあわせて行う。

- 3 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、町は、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努める。

第2 市街地建築物の不燃化

町は、必要に応じて北海道より情報提供を受け、建築物の密度が高く、火災危険度

の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第4 文教施設の防災対策

1 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

町は、文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を推進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設・設備等の点検及び整備

町は、既存施設については、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等に関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5 文化財の防災対策

町は、文化財保護のため、住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

1 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災意識の高揚を図る。

2 文化財の所有者や管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導・助言を行う。

3 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

5 文化財及び周辺の環境を常に整備する。

第 10 節 消防計画

第 1 基本方針

町は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、と
から広域消防局の協力を得て、防火思想の普及・啓発を図り、防火対象物等に対する
予防措置を講じるとともに、消防団員の教養訓練等に努め消防力の強化、拡充を図る。

第 2 消防力の強化

- 1 消防水利の定期的調査を行い、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に示す基準に従
い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- 2 消防用機械器具は、火災発生に対応できるように常に適正な維持管理及び整備点
検を行うとともに、機器の充実を図る。
- 3 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。

第 3 火災予防査察の強化

- 1 定期査察
年間査察計画を樹立し、町内の防火対象物を定期的に査察する。
- 2 特別査察
とから広域消防局長が特に必要と認めた場合に、特別査察を実施する。
- 3 随時査察
足寄消防署長が特に必要と認める場合に、定期査察とは別に、随時査察を実施す
る。
- 4 住宅査察
住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

第 4 火災予防運動の展開

- 1 火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。
- 2 随時、町の広報、報道機関等により防火思想の普及を図る。
- 3 適宜に応じて、講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を実施する。

第 5 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大規模建築物に対しては、建物内部進
入通路、人命救助の方法、注水口、鎮圧、残火処理等について、あらかじめ万全の対
策を講じるよう指導する。

第 6 消防計画の整備強化

大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十
分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についての大綱は、この計画で

定めるものとする。

また、具体的な計画については、とちぎ広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑かつ迅速に行うために、とちぎ広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は、別表1のとおり。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちぎ広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制を取るものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

ア 火災警報が発令されたとき。

イ 町本部が設置されたとき。

ウ その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき。

2 消防力整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画を立て、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおりとする。

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適切に防御活動を行うことができるよう地理、建物及び水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物及び危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽等の消防水利について行う調査

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び住民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、防火チラシ及びポスター等の防火資料配付等防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ 民間防火組織による普及

自治会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、更に防火管理者連絡協議会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研究会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成強化に努めるものとする。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ、防火、防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とちぎ広域消防局警防規程第56条の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集し、所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置を取るものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちぎ広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

- (ア) 火災の早期発見に当たるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集に当たる。
- (イ) 大きな被害が予想される場合、町本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

- (ア) 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確保の防御を行うものとする。
- (イ) 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し、防御に当たるものとする。
- (ウ) 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。
- (エ) 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

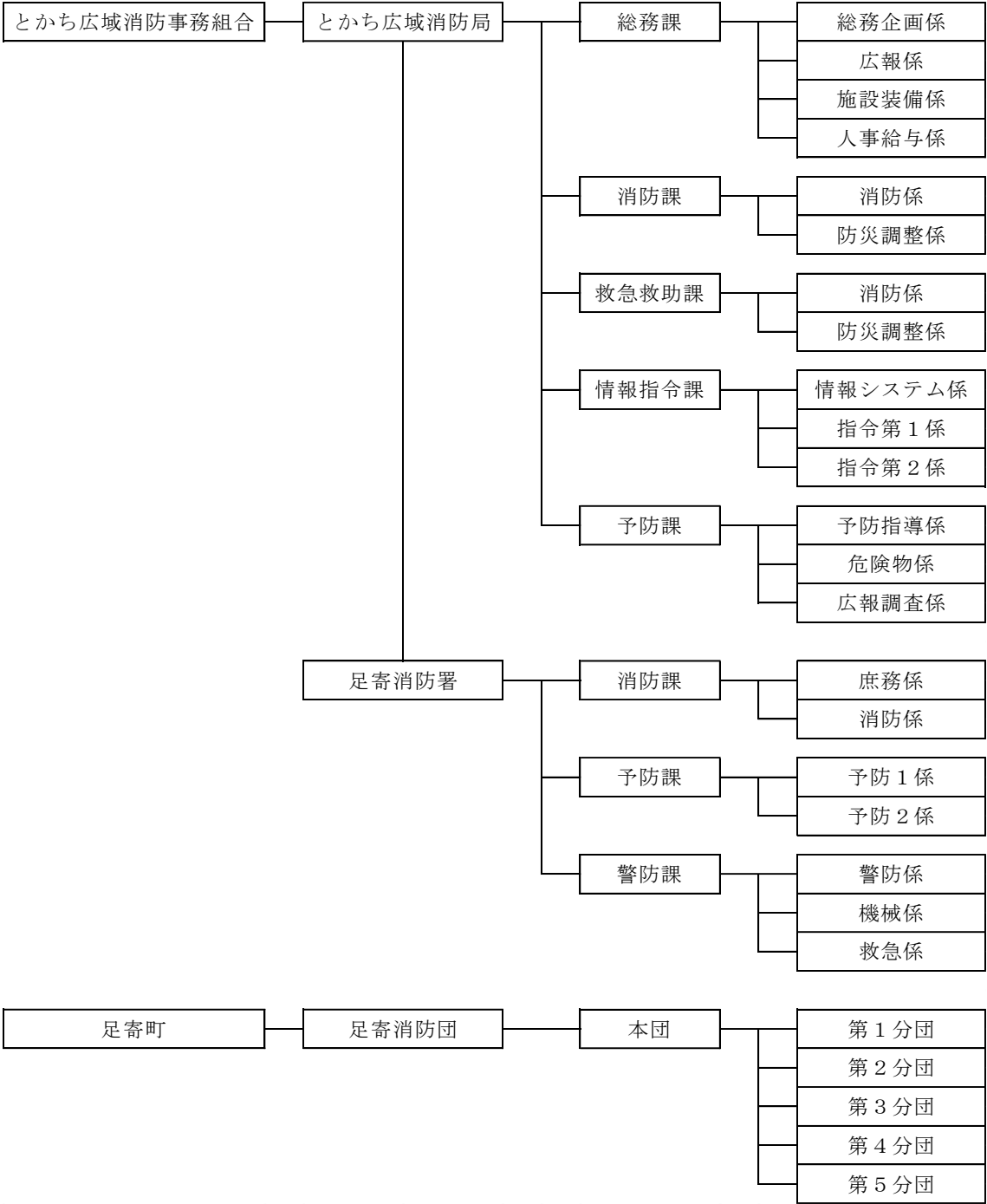
7 消防応援出動

- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

8 教育訓練

消防職員・消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員・団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の錬成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

別表 1



別表 2

(1) 庁舎

名称	所在地
とかち広域消防局	帯広市西 6 条南 6 丁目 3-1
足寄消防署	足寄町北 1 条 4 目 52 番地

名称	所在地
足寄消防団	足寄町北 1 条 4 目 52 番地
本団	足寄消防総合庁舎内
第 1 分団	足寄消防総合庁舎内
第 2 分団	大誉地消防会館
第 3 分団	芽登消防会館
第 4 分団	上利別消防会館
第 5 分団 1 部	中足寄消防会館
第 5 分団 2 部	螺湾消防会館
第 5 分団 3 部	上足寄消防会館

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 消防局・署・団別	職団員数	車両										
		水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	特殊車					高規格救急車	指揮車	その他車両	合計
				小型動力ポンプ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
とかち広域消防局	68									1	3	4
足寄消防署	22	1					1		2		2	6
足寄消防団	135	1	7	1								9
本団	16											
第1分団	34	1	1	1								3
第2分団	14		1									1
第3分団	19		1									1
第4分団	17		1									1
第5分団1部	12		1									1
第5分団2部	12		1									1
第5分団3部	11		1									1

※ 平成 29 年 4 月 1 日現在

※ とかち広域消防局は、十勝管内 19 市町村で構成する消防本部

(3) 水利

区分	基数	合計
消火栓	公設	86
	私設	
防火水槽	公設	60
	私設	

第 11 節 水害予防計画

第 1 基本方針

町は、消防機関の協力のもと、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等を講じる。

第 2 予防対策

1 治水事業の推進及び水防拠点の整備

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

2 水防体制の確立

町は、気象等特別警報・警報・注意報及び情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得ながら、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

3 水防体制の確立

町は、町域内に洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、（１）から（３）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- （１） 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- （２） 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- （３） 防災訓練として町長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- （４） 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に、次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(大規模工場等)で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

なお、町防災計画において、上記(3)に掲げる事項を定めるときは、当該町防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (5) 要配慮者利用施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)
- (6) 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)

4 雨水出水に係る浸水想定公表及び通知

町は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した足寄町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

第1 基本方針

町は、学校や保育所、医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて、町は、施設管理者に対して、看板等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底を図る。

第2 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 主な落下防止対策等は、次のとおりである。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじ

かいの打ち付け等を行う。

- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 町は、台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。
- 4 町は、台風による風害防止のため、防風林の整備を促進する。

第3 竜巻予防の普及・啓発

町は、住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。竜巻から身を守る主な方法は、次のとおりである。

1 屋内にいる場合

- (1) 窓を開けない。
- (2) 窓から離れる。
- (3) カーテンを引く。
- (4) 雨戸、シャッターを閉める。
- (5) 地下室や建物の最下階に移動する。
- (6) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- (7) 部屋の隅、ドア、外壁から離れる。
- (8) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

2 屋外にいる場合

- (1) 車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。
- (2) 橋や陸橋の下に行かない。
- (3) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (4) 頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (5) 飛来物に注意する。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより、住民の生活安定を図る。

第2 実施分担

- 1 一般国道で北海道開発局所管に係る道路は、帯広開発建設部が行う。
- 2 一般道道で北海道所管に係る道路は、十勝総合振興局が行う。
- 3 町道については、町が行う。

4 交通規制

- (1) 所管警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により、通行禁止、制限及び駐車禁止等の交通規制を行うなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により、通行禁止及び制限等の交通規制を行うなど所要の対策を講ずるものとする。

第3 雪害対策体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第4 雪崩防止策

町は、住民に被害を及ぼすおそれのある雪崩の発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関に対し、雪崩の発生が予想される箇所に、防止柵の設置や標示板による標示を行うなどの措置を講ずるよう働きかける。

第5 除雪

町は、異常降雪等による雪害を防止するため、車両センターに除雪対策本部を設置し、除雪を実施する。

第6 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- 1 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- 2 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決

定するものとし、投下に際しては、氾濫等の災害の防止に努めなければならない。

第7 住民への啓発

町は、日頃から関係機関と連携・協力して、雪害による被害防止に関する情報を住民に対し、周知・啓発することに努める。

第8 警戒体制

町は、釧路地方気象台の発表する予警報及び情報並びに現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは、町本部を設置する。
 - (1) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。
- 2 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、町本部職員をもって、事態に対処する。
- 3 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容する。

第14節 融雪災害予防計画

第1 基本方針

町は、足寄町水防計画に定めるほか、融雪による河川の出水等の災害の予防対策について必要な措置を図る。

第2 気象情報の把握

町は、融雪期においては、釧路地方気象台の気象警報等により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第3 重要水防区域内等の警戒

町は、重要水防区域内及び雪崩、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他の水害危険区域を中心に、巡視警戒を行う。
- 2 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておく。
- 3 町は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、

被害発生が予想される場合又は流水による橋梁の流失を防止するため、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。

- 4 町は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施する。

- 5 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活動を図るものとする。

第4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第15節 土砂災害の予防計画

第1 基本方針

町は、大雨等による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的、物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、土砂災害防止のための事業を実施する関係機関と連絡を密にして対策を推進する。

また、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上等、土砂災害を防止するために必要な措置を行う。

第2 土砂災害警戒避難体制の整備

- 1 警戒避難対策

- (1) 広報活動による啓発宣伝

町は、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

ア 広報車による巡回広報、広報紙への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。

イ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

- (2) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配布や危険箇所標識の設置等により地域住民に周知するよう努める。

(3) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、大雨による出水時期や台風期には、町及び消防団において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど、必要な措置を講じる。

2 土砂災害警戒区域等の指定と避難体制の整備

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）」という。）に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

区域の指定があったときは、町防災計画において、土砂災害防止法第 8 条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定める。

ア 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達

ウ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達

また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予警報の伝達方法を定める。

さらに、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を掲載したハザードマップ等印刷物の配布、その他の必要な措置を講じる。

3 警戒避難体制に関する事項

大雨により、土砂災害の切迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、町、消防機関が危険箇所の警戒巡視を行い、危険があると認められるときは、町長が住民等に対して、避難指示（緊急）又は避難勧告を行う。

また、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考にし、基本法第 56 条に規定する警報の伝達及び警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

避難勧告等は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

第 3 土砂災害防止施設の整備促進

1 砂防対策

土石流危険渓流について重点的に把握し、砂防指定地に編入するとともに山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、渓流の縦横浸食による土砂流

出抑制のための溪流保全工事等の対策工事の推進について、北海道と連絡を密にし、危険溪流の解消に努め、災害の未然防止を図る。さらに、土石流危険溪流標示板を設置することにより、危険溪流の周知徹底を図るとともに、日頃から、土石流災害への防災意識向上に努める。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する監視の強化を北海道と協力し、推進することとする。

2 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定により、北海道知事が指定することとなっている。

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

3 地すべり防止対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定により、主務大臣が指定することとなっている。

町は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

4 がけ崩れ及び土砂流出防止対策

宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれ大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として北海道知事が指定できるようになっているが、これら指定区域外においても、大雨による出水時期・台風期等には、町及び消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を連絡させるとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

5 山腹崩壊防止対策

町は、北海道森林管理局及び北海道から山腹崩壊危険地区に関する資料の提供を受けるなど、山腹崩壊危険地区の把握に努めるとともに、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努め、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

北海道森林管理局及び北海道は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

第16節 積雪・寒冷対策計画

第1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、北海道及び防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示（緊急）、避難勧告ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- 1 除雪体制の強化
 - (1) 町は、一般国道及び道道と整合の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
 - (2) 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- 2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
町は、交通障害を予防するための設備整備に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

- 1 家屋倒壊の防止
町は、北海道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。
- 2 積雪期における指定避難所等、避難路の確保
町は、積雪期における指定避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 指定避難所対策

指定避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、北海道と相互に連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策を検討する。

第6 スキー客等に対する対策

里見が丘スキー場の施設管理者は、雪崩等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努める。

第17節 業務継続計画の策定

第1 基本方針

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第2 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施

設の確保等を規定したものである。

第3 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 事業者

事業者は、事業の継続等災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第18節 複合災害に関する計画

第1 基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第2 対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材等の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第3 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達すべき予警報等の情報を、速やかに住民、関係機関に伝達する。

第2 気象情報等

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法、水防法及び消防法の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

1 種類及び発表基準

(1) 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 気象警報

現象の種類	基準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(3) 気象注意報

現象の種類	基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(4) 洪水警報及び注意報

現象の種類	基準
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(5) 気象情報等

現象の種類	基準
地方気象情報、 府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
台風に関する 気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報
記録的短時間 大雨情報	府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(6) 防災気象情報と警戒レベル

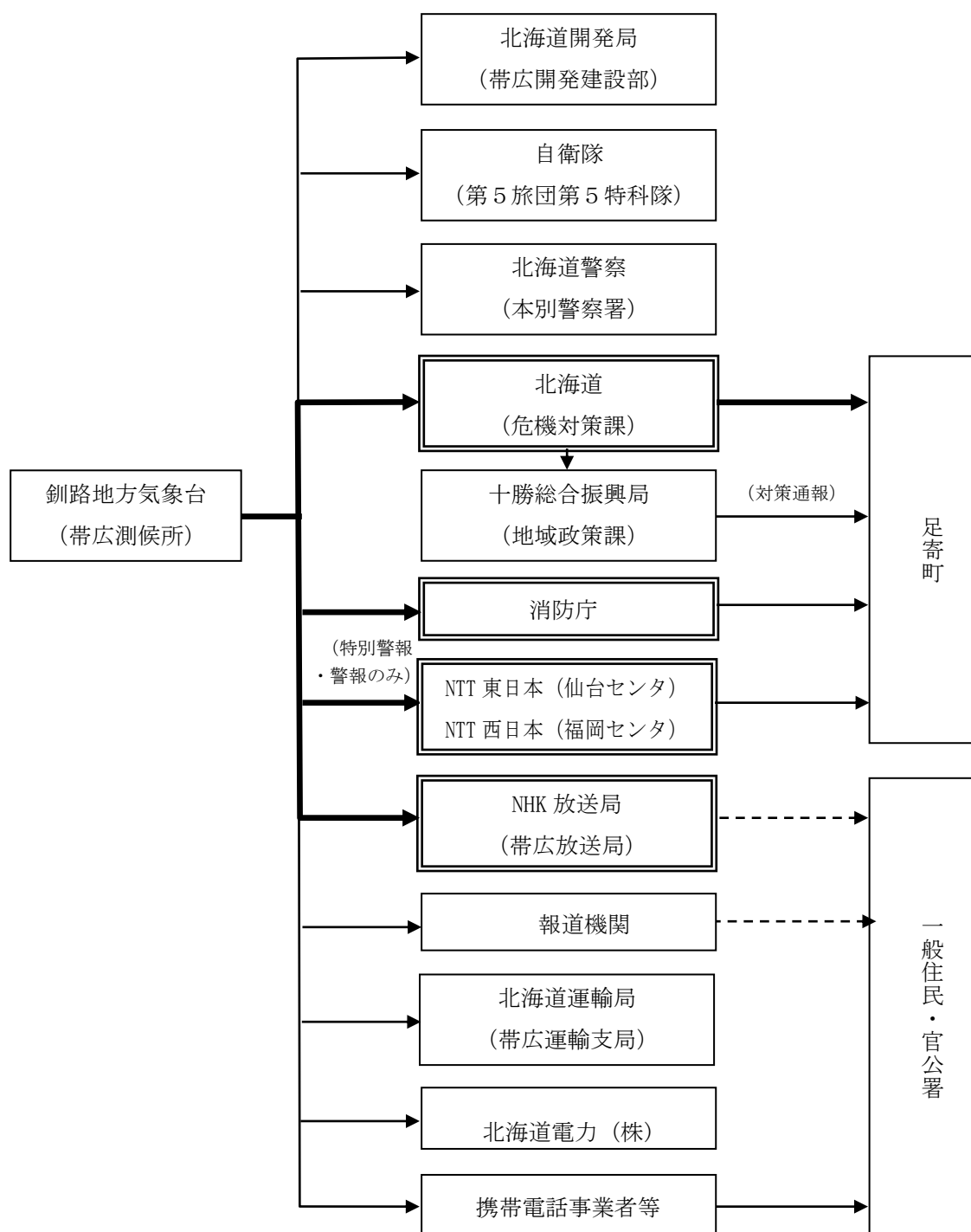
警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※1	(大雨特別警報(土砂災害)) ※1
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険) ※2
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル1			

※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※2 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

【特別警報・警報・注意報及び情報等情報伝達系統図】



- ※ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
- ※ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知又は周知の措置が義務付けられている伝達
- ※ (点線) は放送・無線
- ※ 「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

町は、北海道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

第3 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、北海道及び防災関係機関等が有する情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

特に、町から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に職員を派遣するなど、被災情報等の把握に努める。

1 町の災害情報等の収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するとともに、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。
- (2) 総務課長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 町本部の設置

- ア 町本部を設置したときは、町本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて町本部に連絡要員を派遣する。

(2) 北海道への通報

- 町は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局を通じて北海道（危機対策課）に通報する。
- ア 災害の状況及び応急対策の概要（発災後速やかに）
 - イ 町本部等の設置（町本部等を設置したとき直ちに）
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し（被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）
 - エ 被害の確定報告（被害状況が確定したとき）

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道（十勝総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道（十勝総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を十勝総合振興局長に報告する。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により北海道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

【被害状況等の報告先（北海道）】

区分 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	十勝総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線	TEL 011-204-5008 FAX 011-231-4314 FAX 011-251-6242	TEL 0155-26-9026 FAX 0155-22-0185
北海道総合行政情報 ネットワーク (北海道防災無線)	8-6-210-22-561	8-6-650-2191

【被害状況等の報告先（消防庁「通常時」）】

時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	TEL 03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク (※)	TEL 8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	FAX 8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

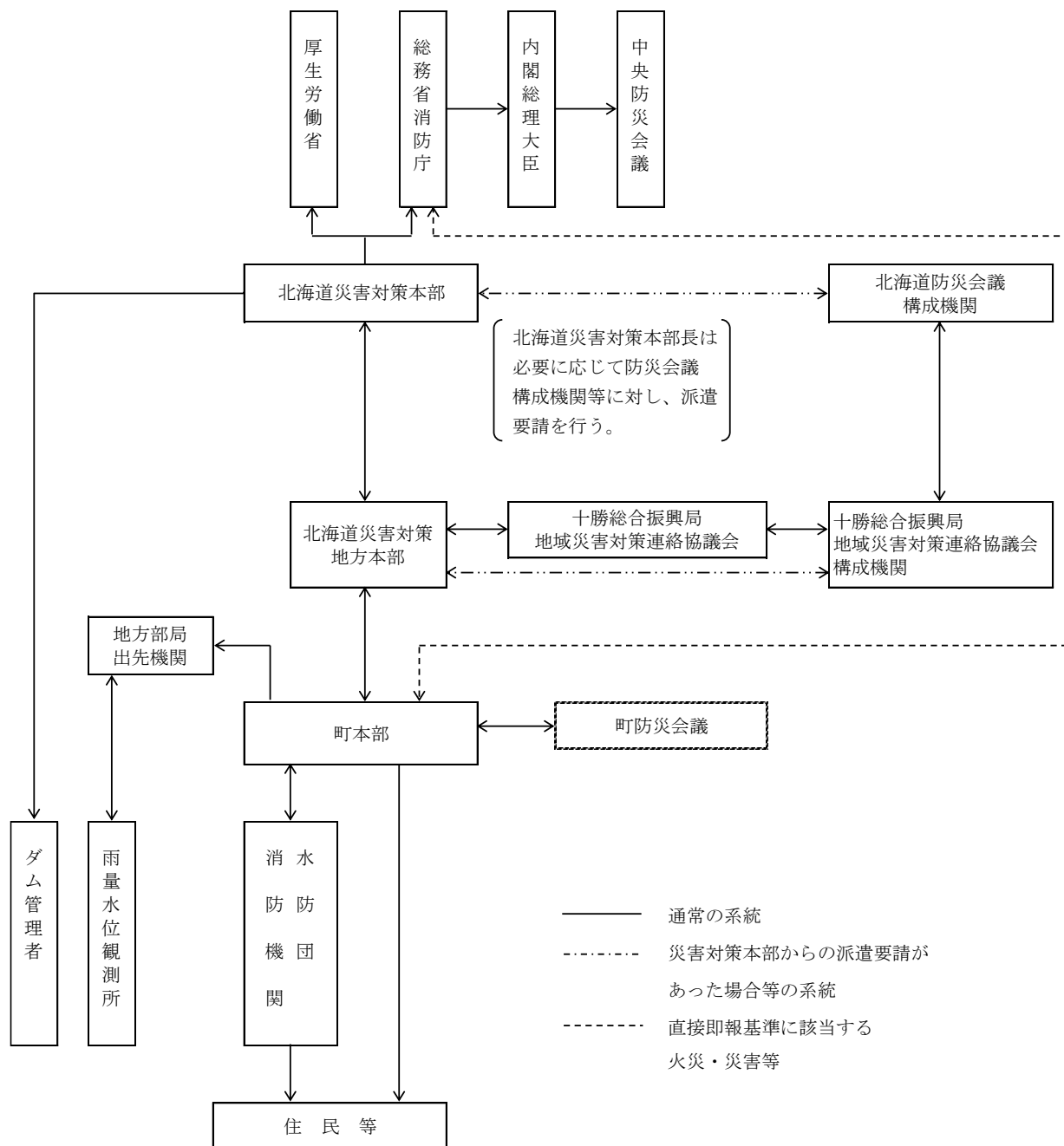
※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【被害状況等の報告先（消防庁「消防庁災害対策本部設置時」）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	TEL 03-5253-7510
	FAX 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク (※)	TEL 8-048-500-90-49175
	FAX 8-048-500-90-49036

※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【災害情報等連絡系統図】



第2節 災害通信計画

第1 基本方針

災害情報及び被害状況の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、速やかにこれらの情報の収集・伝達に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

第2 通信手段の確保等

町は、災害発生直後に、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第3 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

「第2 通信手段の確保等」における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115 番（局番無し）をダイヤルし、NTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 道路その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間

電報の内容	機関等
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（アの表中 8 欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（アの表及びこの表の 1 欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

3 専用通信施設の利用

災害時緊急に利用できる公衆通信設備以外の通信施設は、概ね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
- (2) 十勝総合振興局森林室関係無線による通信
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (4) 警察電話による通信
- (5) 警察無線電話及び同無線通信による通信
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
- (8) 消防・救急デジタル無線による通信
- (9) 町防災行政無線による通信
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信（（1）～（9）までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるとき。）

4 通信途絶時等における措置

- (1) 町の対応

町は、上記通信系統等をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機応変な措置を講ずる。

(2) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から電話、電報及び公衆通信設備以外の各通信系をもって通信を行うことができない、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出し

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(2)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続を希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(4) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

第1 基本方針

災害の特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、北海道及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS（Twitter）、掲示版、印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期す。
- (2) 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めることなどにより、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 住民に対する広報内容等

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボラ

ンティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行ふものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（上記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受け

るおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

3 安否情報の提供体制の整備

町は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するよう努める。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予測されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置を取ることにより、生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等の避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示（緊急）、避難勧告を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示又は勧告を行う。

ア 避難のための立退きの指示又は勧告

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

- (2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

- (3) 町長は、上記の指示又は勧告を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振

興局長を通じて北海道知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)

2 水防管理者（水防法第 29 条）

- (1) 水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 北海道知事又はその命を受けた北海道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

- (1) 北海道知事又は北海道知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、立退きの指示をすることができる。

また、北海道知事は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 北海道知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示及び勧告に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- (3) 十勝総合振興局長は、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。

4 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条）

- (1) 警察官は、1 の (2) により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。

この場合において、当該措置を取ったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）

- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、北海道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（本別警察署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退きの指示・勧告、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

第4 避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難のための立退きの指示・勧告、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取り組むべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者を含む要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を取ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の支援体制を整備し、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の指示・勧告、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- 2 指定緊急避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1
警戒レベル 4	・ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・ 避難勧告 ・ 避難指示（緊急） ※2
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に非難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 ※令和元年度出水期から「早期注意情報」と名称変更

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるように努める。

また、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において町有車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める。
- (3) 北海道は、上記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) また、北海道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所へ避難した後の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者から避難場所等の責任者に引

き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

- 1 町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し、周知徹底を図る。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

- 2 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- 3 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 11 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- 3 市町村は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- 6 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- 8 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 9 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促すとともに、特に要配慮者に対しては、あらかじめ「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境の確保に努めるものとする。
- 10 北海道警察は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 11 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

第12 広域一時滞在

- 1 道内における広域一時滞在
 - (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、北海道知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ、十勝総合振興局長を通じて北海道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長又は北海道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて、北海道知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、北海道知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、北海道知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、北海道知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）に、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、北海道知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、北海道知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、

協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (4) 北海道知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、北海道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を北海道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知、公示するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要請がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び北海道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は北海道知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は北海道知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は北海道知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

第1 基本方針

町長及び水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

第2 従事命令等（基本法第65条第1項）の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、町長は職員に公用令書等を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

（1） 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

（2） 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、若しくは消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物の関係者、居住者及びその親族で、これらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

（3） 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第 4 町の実施する応急措置の代行（基本法第 73 条・第 78 条の 2）

1 北海道

北海道知事（十勝総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施する。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

2 指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び北海道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第 1 基本方針

災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のための応急対策の実施が、町本部だけでは不可能、若しくは困難である場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、町長は、基本法第 68 条の 2 の規定により、北海道知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

第 2 災害派遣要請

1 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（北海道知事（十勝総合振興局長）等）に要求する。
この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の

状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請権者は上記により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知する。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、(1)の手続を行う。

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 調整

北海道知事（十勝総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

4 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1 被害状況の把握

2 避難の援助

3 遭難者等の搜索救助活動

4 水防活動

- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、北海道知事（十勝総合振興局長）と相互に連携し、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 連絡調整

町長は、北海道知事（十勝総合振興局長）と相互に連携し、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第7節 広域応援・受援計画

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第2 町に対する応援（受援）

- 1 町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。
- 2 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長及び北海道知事（十勝総合振興局長）に対し、応援を要請する。
- 3 北海道知事（十勝総合振興局長）は、町が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第3 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、北海道知事（十勝総合振興局長）が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の被災市町村長の応援を求められたことに伴い、北海道知事（十勝総合振興局長）から当該被災市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

第4 消防機関

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れは、北海道が定める「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
 - （1）被災状況調査等の情報収集活動
 - （2）救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
 - （1）傷病者、医師等の搬送
 - （2）被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - （1）空中消火
 - （2）消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

北海道知事に対する要請は、電話又はメールにより、次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第9節 救助救出計画

第1 基本方針

町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 実施内容

- 1 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、とまち広域消防局、本別警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

- 2 町長は、被害が甚大であり、町本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、北海道知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 救助救出活動

- 1 被災地域における救助救出活動

町及びとまち広域消防局、本別警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

- 2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に残り残された場合
- (2) 台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に残り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

第10節 医療救護計画

第1 基本方針

災害発生時には、住民の生命を守ることを最優先の目的として、町は、関係機関との緊密な連携を取りつつ、その全機能をあげて、迅速、的確な人命救助活動、医療活動等の応急対策に取り組む。

第2 実施責任者

町長は、災害のため住民の医療が困難となった場合において、被災地の住民に対し、応急的な医療及び助産を保健所、日本赤十字社北海道支部、医師会等の応援を受けて

行う。

なお、救助法が適用された場合、町は、北海道知事の補助執行機関としてこれを行う。

第3 救護班の編成

町長は、医師・看護師及び事務職員等をもって救護班を編成し、救護活動に当たるものとする。

第4 実施の方法

1 救護班の派遣による方法

町長は、災害現地において医療の必要があるときは、現地に救護班を派遣して行う。

2 医療機関による方法

医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なとき、町長は、災害地の医療機関又は町長が収容委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

3 応援の要請

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、他市町村に応援を要請するほか、北海道知事にその旨を連絡し、応援の要請を行う。

4 救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助等の実施方法について、北海道知事に協議のうえ、行うものとする。

5 救護所の設置

救護所は、必要に応じ、公共施設等を使用する。

第5 救助法による実施基準

1 救助の対象者

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷者又は疾病の状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

2 救助の範囲

(1) 医療の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術及び看護等とする。

(2) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支

給等とする。

3 救助の期間

(1) 医療救助の実施期間

災害発生の日から 14 日以内

(2) 助産救助の実施期間

分べんした日から 7 日以内

(3) 特別の事情があるときは、北海道知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

4 費用の基準

(1) 医療の費用

ア 町の救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費、事務費、救護班員の旅費及び超過勤務手当

イ 医療機関による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

5 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品が不足している場合は、帯広保健所に報告し、その確保、調達を図るものとする。

6 報告及び事務手続

町は、救助法による医療、助産救助を実施したときは、報告あるいは記録を作成保管するものとする。

第 6 救助法が適用されない災害における費用の負担

救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

1 医療及び助産の費用

救助法実施基準による。

2 救護班として救護医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になったときの災害補償は、地方公務員災害補償法第 69 条の規定に基づき定めた条例の非常勤職員の公務災害補償に係る規定の例による。

第7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

第1 基本方針

町は、災害発生時には、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するのに十分な防疫活動を実施する。

第2 町の対策

- 1 町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の確立を図る。
- 2 町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を北海道知事の指示に従い実施する。
- 3 町は、十勝総合振興局の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第3 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

第4 感染症の予防

1 予防接種

町長は、北海道知事から感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとするが、北海道知事が必要と認め、指示があったときは、町長は、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この

場合の取扱い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく北海道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機により、ろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルを目安とする。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第 5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

十勝総合振興局の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は北海道知事が行うものとし、具体的な対策は、十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

十勝家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

十勝家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

十勝家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 公用車の被災地への派遣

十勝家畜保健衛生所長は、災害発生時に公用車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

町は、十勝総合振興局及び十勝家畜保健衛生所、十勝 NOSAI 北部支所、足寄町家畜自衛防疫対策協議会等と協力し、家畜救護に当たる。

第12節 災害警備計画

第1 基本方針

町は、警察が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力をし、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持、安全確保を図る。

第2 災害の警報及び予報の伝達に関する事項

警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。

第3 事前措置に関する事項

- 1 町が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を

要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により本別警察署長を経て方面本部長に対して行う。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他派遣についての必要事項

2 町長の要求により行う事前措置

本別警察署長は、町長からの要求により基本法第 59 条に基づき設備や物件の除去等の事前措置を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行う。

第 4 避難に関する事項

- 1 警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により避難の指示又は警告を行う場合は、避難先を示すものとする。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により、臨機応変に適宜の措置を講ずる。

この場合においては、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

- 2 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

第 5 応急措置に関する事項

- 1 警戒区域設定権等

本別警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行う。

- 2 応急公用負担等

本別警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

第 6 救助に関する事項

本別警察署長は、町長と協力し、被災者の救助並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害応急対策活動に協力する。

第 7 災害時における災害情報の収集に関する事項

本別警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な

災害に関する情報を収集する。

第 8 災害時における広報

本別警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行う。

第 9 災害時における通信計画に関する事項

本別警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打ち合わせを行う。

第 13 節 交通応急対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、路上障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

第 2 交通応急対策の実施

- 1 町が管理している道路・橋梁で災害が発生した場合は、道路・橋梁の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- 2 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を取ることを命ずることができる。
- 3 消防職員は、2による措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、自らその措置を取るができる。

この場合において、当該措置を取るためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

第 3 道路の交通規制

- 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び本別警察署は、相互に綿密な連携を図ると

ともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び本別警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び本別警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第4 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

なお、車両の移動等を行う際に、やむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分し、緊急通行車両の通行を確保する。

第5 緊急輸送道路ネットワークの整備

1 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定する。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 計画内容

ア 対象地域

北海道内全域

イ 対象道路

既設道路を基本としながら、必要に応じて、河川管理用道路、臨港道路等

を含める。

2 緊急輸送道路の区分

北海道では、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次緊急輸送道路（町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路（第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路）を指定する。

3 町における緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（町役場、自衛隊指定のヘリポート、避難所等）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、本別警察署と連携のもと、「第5章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

現在、町内において指定されている緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	路線名	
第1次緊急輸送道路	・道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線 ・足寄原野1号線 ・庁舎前通	
第2次緊急輸送道路	・栄町2丁目通 ・庁舎前通 ・南6条通	

第14節 輸送計画

第1 基本方針

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。また、被災者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資、資材の輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。

なお、各実施機関において輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期待されないときは、他の関係機関の応援を得て実施する。

第2 輸送力の確保

輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち、最も適切な方法によるものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 自衛隊派遣による輸送力の確保

4 人夫等において輸送

第3 町の措置

- 1 町有車両等を掌握し、輸送力の調整確保措置を行う。
- 2 必要に応じ、関係団体、輸送業者の順番により、災害時の緊急輸送を要請する。
- 3 町の区域において輸送力が確保できないときは、町長は北海道知事に応援を要請する。

第4 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上費用は、国土交通省の認可を受けている場合はその運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車等の借上げについては謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

第5 救助法による輸送の基準

- 1 輸送及び移送の範囲
救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。
 - (1) 被災者を避難させるための移送
 - (2) 医療及び助産のための移送
 - (3) 被災者救出のための輸送
 - (4) 飲料水及び救助用物資の輸送
 - (5) 死体捜索及び死体処理のための輸送
- 2 輸送の期間
各救助の実施期間中とする。

第6 輸送の記録

輸送を実施した場合の記録は、輸送記録簿により行うものとする。

第15節 食料供給計画

第1 基本方針

災害時に食料を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、町において処理不可能な場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し、広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努める。

第2 実施方法

1 実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施する。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設、その他給食施設を有する民間施設を利用して行う。

3 物資の確保

- (1) 町は、炊き出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。
- (2) 町が米穀を米穀販売事業者から買い受ける場合は、事前に米穀販売事業者と協議し、管内又は直近の米穀販売事業者から購入する。
- (3) 町長が農林水産省から直接政府所有米の引渡しを受ける場合（災害の規模が大きくかつ広範囲にわたり、交通通信が途絶し、(2)の方法による食料の確保が困難な場合）、町長は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」に基づき確保する。

4 応援の要請

町において炊き出し等食品の給与ができないときは、北海道知事に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等の要請をする。

応援等の要請において明示する事項は、次のとおりである。

(1) 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校給食施設等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵芥汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

第3 救助法の実施基準

1 対象者

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 避難所等に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者

なお、食品の供与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものと

する。

2 実施期間

(1) 炊き出し

災害発生の日から7日以内、ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、北海道知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

3 費用の基準

主食、副食及び燃料等の経費 1人1日(3食で計算) 1,010円以内

4 費用の範囲

(1) 主食費

ア 米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した場合の主食(小売価格)

イ 北海道知事が食糧事務所から一括売却(米穀類特別購入切符)を受け配分した場合の主食(売却価格)

ウ 配給食料のほか、一般食料品店等から炊き出し等のため購入した米穀以外の主要食料、かんしょ等(購入価格)

(2) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等についての制限はない。

(3) 燃料費

品目、数量について制限はない。

(4) 雑費

器物(釜、鍋、やかん、しゃく、バケツ)等の借上げ料、使用謝金のほか、握り飯を包む、アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使い捨て食器の購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。なお、公共団体から借用した器物等の使用謝金については、原則として無償である。

第4 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について十勝総合振興局長を通じ、北海道知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に直接、又は、十勝総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第 16 節 給水計画

第 1 基本方針

飲料水の確保が困難な地域に対し供給拠点を定め、備蓄飲料水の供給や給水車等による応急給水を行う。この場合において、応援等が必要な場合は、北海道等に応援を要請する。

飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第 2 町の措置

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していく。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

3 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車及び散水車を所有機関から調達して、給水に当たる。

4 消防機関への要請

消防タンク車等による給水活動が必要な場合、町は、足寄消防署に対し、消防タンク車等の出動を要請する。

第 3 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場

合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道、自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

また、北海道知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災した町からの要求を待ったまがないと認められるときは、要求を待たず被災した町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第 17 節 衣料、生活必需物資供給計画

第 1 基本方針

衣料品等生活必需物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。町において処理不可能な場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努める。

第 2 町の措置

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達及び配分

町長は、世帯構成員別被害状況を把握したうえで物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を要請することができる。
- (3) 生活必需品を取扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、

迅速に調達できる方法を定める。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、自治会長、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第3 実施の方法

1 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

2 北海道知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行い、災害の態様、交通の状況により種々であるが主要経済都市を中心として、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方法を講ずる。

第4 物資供給の要領

1 供給の対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第5 生活必需物資の確保

1 調達方法

- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する

協定等を締結する業者等から調達する。

- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

第 18 節 石油類燃料供給計画

第 1 基本方針

町は、災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む。）を供給するため、その応急対策に努める。

第 2 町の措置

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第 19 節 電力施設災害応急計画

第 1 基本方針

町は、災害時の電力を供給するため、その応急対策に努める。

第 2 町の措置

町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、北海道知事（十勝総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

第3 広域停電対策

- 1 町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は、必要に応じて、町本部等の設置を行う。
- 2 町本部等を設置したときは、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- 3 町は、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。
- 4 町は、庁舎及び防災上重要な町有施設の電源確保に努める。
- 5 町は、通信機能の確保に努めるほか、各課（部局）は、保有する情報システムのデータ保全に努める。
- 6 町は、信号機の停止等に対処するため、本別警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。また、冬期においてはロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うものとする。
- 7 町は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

第4 災害広報対策

町は、広報車及び町ホームページ等により、北海道電力株式会社より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について、住民に広報を行う。

第20節 ガス施設災害応急計画

第1 基本方針

町は、災害時のガス供給のため、その応急対策に努める。

第2 町の措置

町は、ガス事業者と連携し、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

1 非常災害の事前対策

（1） 情報連絡

ア 台風の接近、大雨、洪水予報、その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡を取る。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間ごとに関係各課と

確認しておく。

(2) 火災、中毒事故防止対策

町は、広報車、町防災行政無線、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対し、次の事項の啓発宣伝を行い、事故防止に努める。

ア ガス漏えい等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ 災害の発生が予想されるときは、前もってメーターガス栓の閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、本別警察署、消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第 21 節 上下水道施設対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第 2 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

(2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

(3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

(4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 3 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

(1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

(2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

(3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

(4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急排水、仮管渠

の設置等により、排水機能の回復に努める。

(5) 処理場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずバイパス放流を行うなど緊急的措置を取る場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

(6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 22 節 応急土木対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時の公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第 2 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地すべり
- (5) 土石流
- (6) がけ崩れ
- (7) 雪崩
- (8) 落雷
- (9) 火山噴火

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) 橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川及び砂防堰堤の埋塞
- (7) 砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第 3 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令によ

る当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定める。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

町は、所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は北海道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（２）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図り、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 23 節 被災宅地安全対策計画

第 1 基本方針

町において町本部が設置されることとなる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第 2 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第3 危険度判定の支援

北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第4 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第5 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第6 事前準備

町及び北海道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の取組みに努める。

- 1 町と北海道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 北海道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 北海道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第 24 節 住宅対策計画

第 1 基本方針

町は、災害に伴う住宅の損壊、喪失に対し、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等の応急対策を実施する。

なお、建設に当たっては、速やかに北海道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第 2 町の措置

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施することができる。

第 3 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

町長は、北海道に要請し、設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれか

に該当した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは、北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

第 4 資材等の斡旋、調達

1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼する。

2 北海道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

第1 基本方針

災害によって土石、樹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしているものに対し、町は、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。

第2 町の措置

- 1 障害物の除去は、町長が行い、救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の委任により行う。
- 2 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

第3 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、概ね次に掲げる場合に行う。

- 1 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- 2 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- 3 河川における障害物の除去は、河川の流水をよくし、氾濫を防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。

第4 除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を使用し、又は状況に応じ、自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- 2 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第5 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、又はグラウンド等を利用し、集積する。

第6 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところ

による。

第 26 節 文教対策計画

第 1 基本方針

町は、災害による児童生徒等の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

第 2 実施責任

1 学校管理者等

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は予想される状態となったとき、学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取る。

なお、帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させる。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、PTA 等の連絡網、防災無線等を利用し、より確実な方法で全児童に徹底させる。

(2) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(3) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が北海道知事の委任により実施する。

第3 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、北海道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第4 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び足寄町文化財保護条例（昭和59年条例第3号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第1 基本方針

町は、災害による行方不明者の搜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体について適切な処理を行う。

第2 実施責任

救助法が適用された場合は北海道知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

救助法が適用されない場合は、町が関係機関等の協力を得て行う。

第3 行方不明者の搜索

1 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡していると推定される者

2 実施の方法

行方不明者の搜索に当たっては、町は、本別警察署と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て搜索班を編成し、必要な機械器具を活用して実施する。

第4 変死体の届出

変死体については、直ちに本別警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

第5 遺体の処理

1 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

2 処理の範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存（町）
- (3) 検案
- (4) 死体見分（本別警察署）

3 収容処理の方法

- (1) 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ア 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。
 - イ 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- (2) 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- (3) 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

第6 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

2 埋葬の方法

- (1) 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。
- (2) 遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の死体については、土葬又

は火葬にする。

(3) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理する。

(4) 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

第 7 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、北海道に広域火葬の応援を要請する。

北海道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第 8 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急で特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 28 節 家庭動物等対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。

第 2 町の措置

- 1 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。
- 2 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。

なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第 3 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。

- 2 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第4 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料の応急対策について、必要な措置を講ずる。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとし、北海道は、必要に応じ、農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

第1 基本方針

町は、災害に起因するし尿、ごみ等生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置等（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

第2 町の措置

- 1 町は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。
なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

第3 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより、廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い、必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(1) ごみ処理

ア 収集

(ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。

(イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

(ア) 処理処分は災害の状況により、埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却するなど、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 被災家庭から排出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食料品、紙類、ガラス、陶器類、電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて、環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は、仮置場の管理を徹底する。
 - (2) し尿処理
し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。
 - (3) 野外仮設共同便所の設置
災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。
共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。
 - (4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理
被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。
- 2 死亡獣畜の処理
- 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。
- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
 - (2) 移動できないものについては、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。
 - (3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

第1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。町は、それぞれのボランティア活動が円滑に行われるようにボランティアに対するニーズを把握するとともに、北海道、日本赤十字社北海道支部及び社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

第2 ボランティア団体・NPOの協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部（足寄町分区）又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第3 ボランティアの受け入れ

町、社会福祉協議会、北海道及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティア活動の環境整備

町、社会福祉協議会及び北海道は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、北海道はこれらの取組みが推進

されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災した町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第 32 節 労務供給計画

第 1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第 2 供給方法

1 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず、自治会の動員及び被災地区以外の住民の協力を得ることとし、特に必要な場合に労務者の雇い上げをする。

(2) 動員の要請

町本部の各部において自治会等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総括統制部を通じて要請する。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

(3) 自治会等の要請先及び活動

ア 自治会等への要請先

「第 3 章 第 5 節 住民組織等の活用」による。

イ 自治会等の活動内容

作業の種別により、次のとおり適宜協力を求める。

(ア) 避難所に収容された被災者の世話

(イ) 被災者への炊き出し

(ウ) 救援物資の整理、配送及び支給

(エ) 被災者への飲料水の供給

(オ) 被災者への医療、助産の協力

(カ) 避難所の清掃

(キ) 町の依頼による被災者状況調査

(ク) その他災害応急措置の応援

2 帯広公共職業安定所長への要請

(1) 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、帯広公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。

(2) (1) により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 職業別、所要労働者数

イ 作業場所及び作業内容

ウ 期間及び賃金等の労働条件

エ 宿泊施設等の状況

オ その他必要な事項

第3 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各対策部は、応急対策のため作業員を必要とする場合、賃金作業員の配備を総括統制部長に要請する。

総括統制部長は、作業員を雇上げし、労務の供給を行う。

2 賃金作業員雇用の範囲

(1) 被災者を避難させるための労務

(2) 医療及び助産における輸送のための労務

(3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務

(4) 飲料水供給のための労務

(5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務

(6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務

(7) その他災害応急対策のために必要とする労務

第4 賃金及びその他の費用負担

1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第33節 職員派遣計画

第1 基本方針

災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要があるときは、基本法第29条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は北海道知事に対し、指定行政機関又は

指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第2 要請手続等

- 1 町長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定する。
- 4 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【基本法施行令第 19 条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準】

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第 34 節 災害救助法の適用と実施

第 1 基本方針

町は、災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第 2 町の措置

救助法による救助の実施は、北海道知事（十勝総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、北海道知事から救助の実施について個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第 3 救助法の適用基準

救助法施行令の定めにより、町の適用基準は、次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上) の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の 住家が滅失した場合
5,000 人以上 10,000 人未満	40	20	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。
摘要	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。		

第 4 救助法の適用手続

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を十勝総合振興局長に報告しなけ

ればならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

- (1) 十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、北海道知事に報告する。
- (2) 北海道知事は、十勝総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第5 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 箇月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分べんの日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
被災者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	1 箇月以内	町
学用品の給与	教科書等 1 箇月以内 文房具等 15 日以内	町 町
埋葬	10 日以内	町
遺体の搜索	10 日以内	町

救助の種類	実施期間	実施者区分
遺体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第 6 章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、町防災計画「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

第7章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節で「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1） 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置を取るものとする。
- イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

（2） 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措

置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

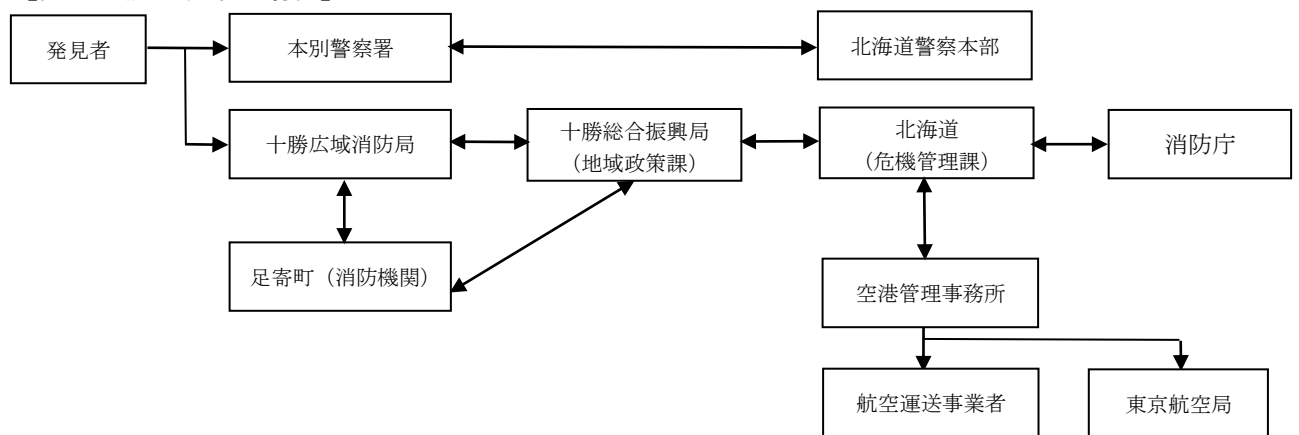
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

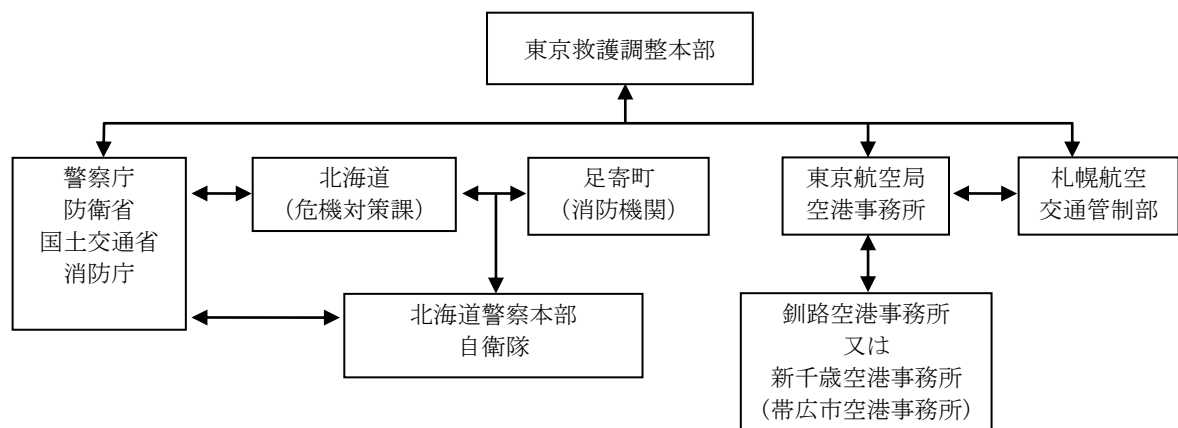
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【発生地点が明確な場合】



【発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）】



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車や町防災行政無線の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施す

る。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。

イ 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

(2) 地元医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき、医療救護活動を実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) とかち広域消防局

ア 速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ず

る。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町、とちろ広域消防局及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に、その情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等

の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止等、必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

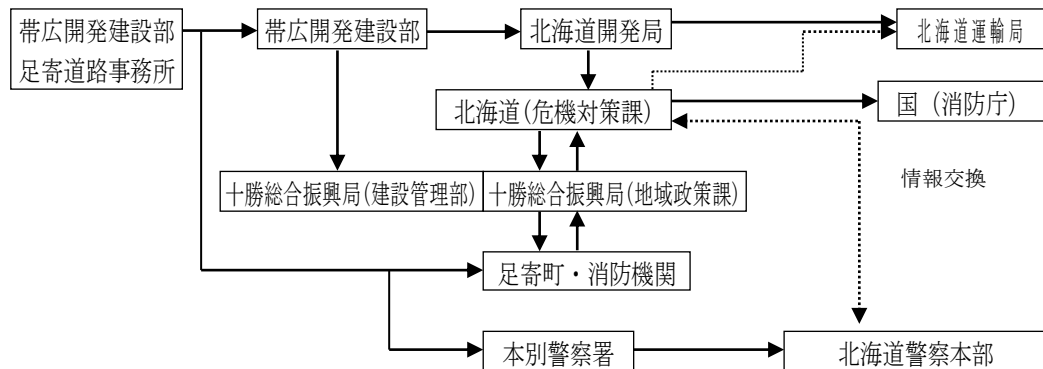
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

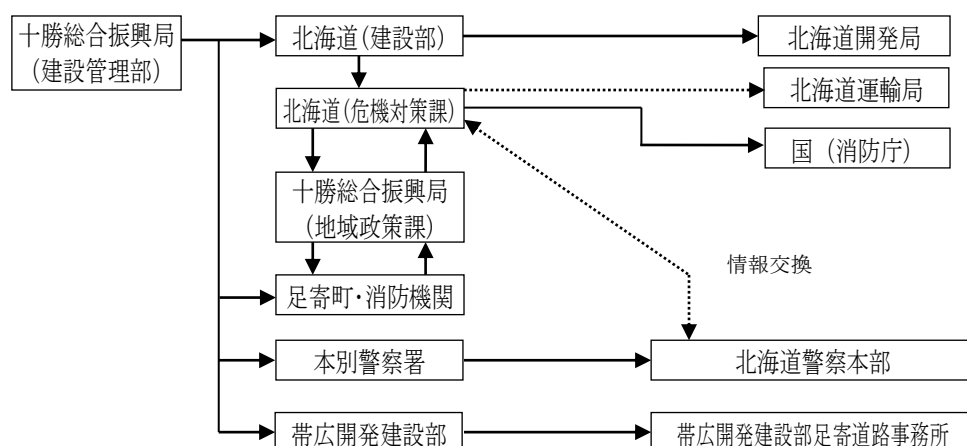
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

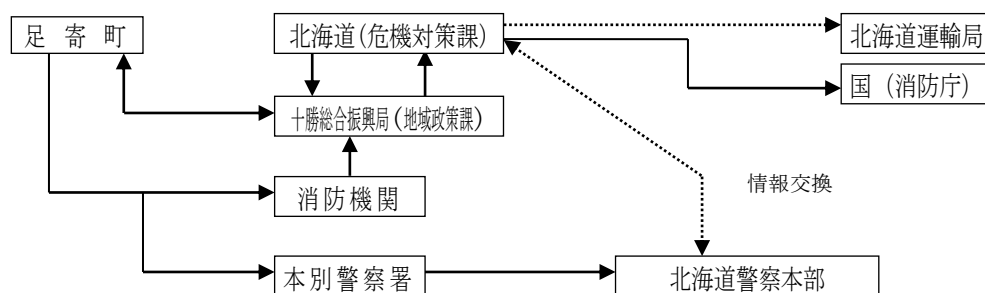
【国の管理する道路の場合】



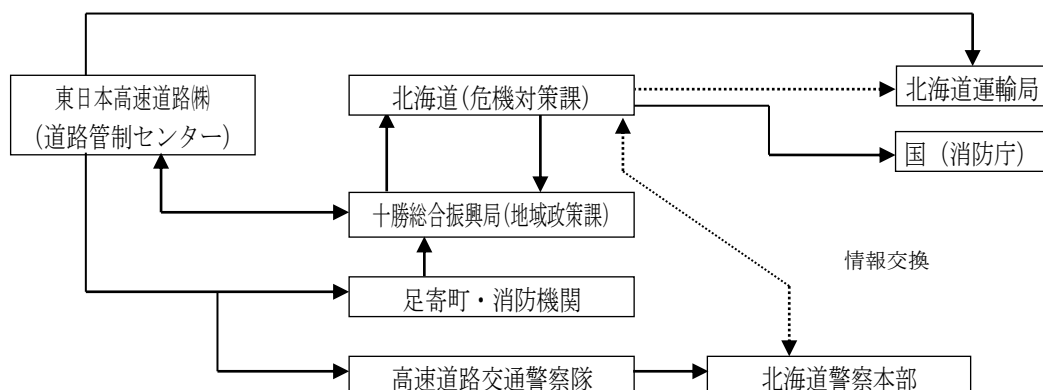
【道の管理する道路の場合】



【町の管理する道路の場合】



【高速自動車道路の場合】



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や町防災行政無線の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」

の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) とかち広域消防局

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町、とかち広域消防局及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に

努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの

【例】石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

【例】火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

【例】液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

【例】毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業

者（以下「事業者」という。）及び関係機関が取るべき対応は、次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

（１） 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

（２） 北海道、とかち広域消防局

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

（３） 北海道警察

- 必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

（１） 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに北海道に報告するものとする。

（２） 北海道産業保安監督部

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- エ 事業者の予防対策について指導監督する。

（３） 北海道

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置を取るよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくはは積載方法について必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(5) とちち広域消防局

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について、監督、指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理し

たときは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(5) とかち広域消防局

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散するなどにより、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) とかち広域消防局

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性

同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、とちち広域消防局等へ通報するものとする。

(2) とちち広域消防局

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

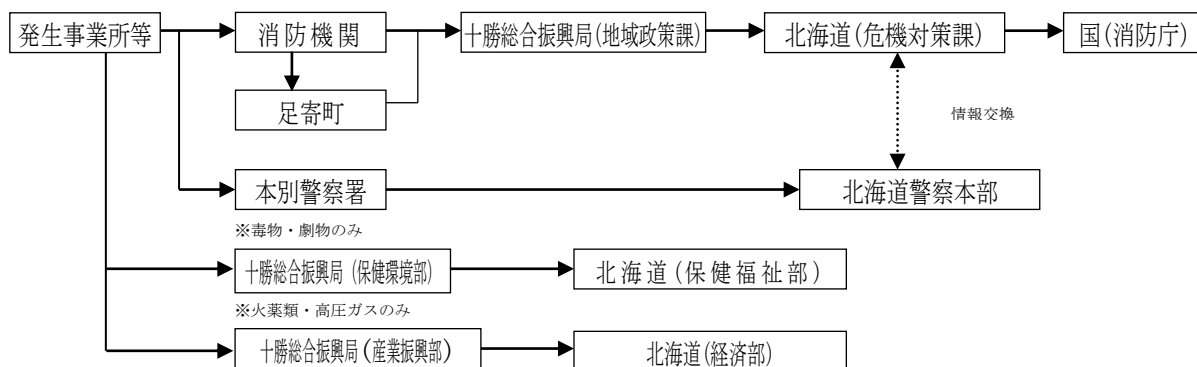
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や町防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小

限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) とかち広域消防局

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町、とかち広域消防局及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、とかち広域消防局

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする公共施設、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員・消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ、体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次に掲げる火災

警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局	警報発令条件
十勝	実効湿度 72%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 7 m/s 以上のとき。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

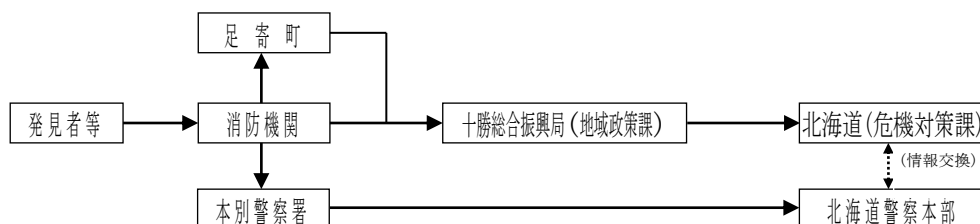
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほ

か、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や町防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

町、とちろ広域消防局及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、北海道、国及び関係機関は、次により対策を講ずる。

(1) 町、十勝東部森林管理署、十勝総合振興局

町、十勝東部森林管理署、十勝総合振興局は、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

(ア) 森林法及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 足寄町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、次の関係機関により構成する足寄町林野火災予消防対策協議会が推進し、相互に連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 実施機関

足寄町、十勝東部森林管理署、本別警察署（足寄交番、町内駐在所）、十勝総合振興局産業振興部林務課、足寄町森林組合、とかち広域消防事務組合、足寄消防署（足寄消防団）、九州大学北海道演習林、十勝総合振興局（森林室足寄事務所、十勝農業改良普及センター十勝東北部支所）、足寄造林業協会、東北海道木材協会足寄支部、足寄山友会、足寄町商工会、猟友会足寄支部、栄林会、帯広開発建設部足寄道路事務所、十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所、足寄町農業協同組合

(2) 協力機関

足寄町交通安全協会、特定非営利活動法人あしよろ観光協会、各林業事務所、十勝地区トラック協会足寄部会、各自治会長、町内郵便局、町教育委員会、各小中学校、足寄高等学校、各報道機関

(3) 実施期間（危険期間）及び強調期間

危険期間	4月20日～6月30日
無煙（強調）期間	5月1日～5月31日
町防災計画の無煙（強調）期間	5月1日～5月31日

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

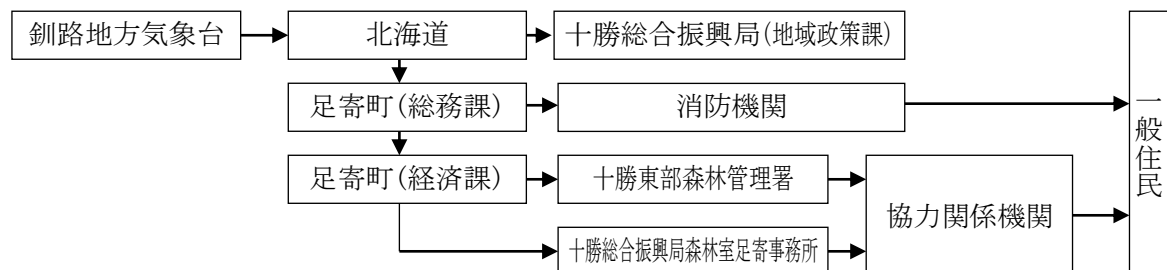
(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

火災気象通報の通報基準は、実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは平均風速 12m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 北海道

通報を受けた十勝総合振興局は、直ちに町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報する。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

ウ 関係機関

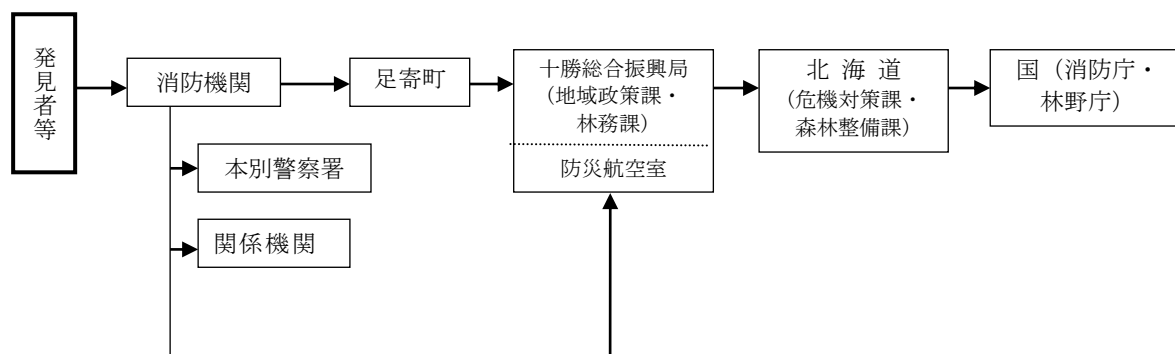
関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅

速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町及び十勝総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や町防災行政無線の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第

5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

町、とちかち広域消防局及び北海道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 火山噴火災害対策計画

第1 基本方針

噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための予防、避難及び応急対策については、本計画の定めによる。

第2 予防対策

火山噴火災害対策計画予防対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

第3 避難対策

火山噴火災害対策計画避難対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

第4 応急対策

火山噴火災害対策計画応急対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

第8章 災害復旧・被災者 援護計画

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、北海道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

2 とかち広域消防局

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報

を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2) のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建に向けた金融支援については、北海道地域防災計画の災害復旧・被災者援護計画の定めるところによる。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」

- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、北海道知事が寄託を受けたものについては、委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は、「北海道災害義援金募集委員会会則」の定めるところによる。